

第 37 号議案

令和 5 年度教育費 6 月補正予算（第 4 号）に係る意見の
申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 30 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

令和 5 年度教育費 6 月補正予算（第 4 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 39 年久留米市教育委員会規則第 12 号）第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

令和 5 年度教育費 6 月補正予算（第 4 号）に係る意見の
申出の臨時代理について

令和 5 年度教育費 6 月補正予算（第 4 号）に係る意見の申出について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

令和 5 年度教育費 6 月補正予算（第 4 号）に係る意見の
申出について

令和 5 年度教育費 6 月補正予算（第 4 号）について、別紙のとおり
市議会に提出することに同意する。

第1表 歳入歳出予算補正（抜粋）

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
16 国庫支出金	2 国庫補助金	21,184,581	△225,262	20,959,319

※ 「16 国庫支出金－2 国庫補助金」のうち補正額90,400千円が教育委員会分

新型コロナウイルス感染症の5 類移行に伴う関連事業の縮小や廃止による減額補正のため、補正額はマイナスとなっている。

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
10 教育費	2 小学校費	2,964,042	46,300	3,010,342
	3 中学校費	1,422,751	42,800	1,465,551
	4 特別支援学校費	338,945	1,300	340,245

第2表 債務負担行為補正（抜粋）

（追加）

事 項	期 間	限 度 額
小学校給食支援事業費補助金	令和6年度	千円 46,300
中学校給食支援事業費補助金	令和6年度	42,800
特別支援学校給食支援事業費補助金	令和6年度	1,300

令和5年度6月補正予算 調整資料

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源内訳			令和5年度 当初予算額 千円																																																																						
		国 支 出 金 千円	地 方 債 千円	其 他 一 般 財 源 千円																																																																							
款項目：10-02-01 : 10-03-01 : 10-04-01 学校給食支援事業 (学校保健課)	90,400	90,400	0	0	92,113 【R5.3補正前倒し】																																																																						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ◎学校給食支援事業 市立学校の給食費については、食材費の高騰や成長に相応しい栄養価の給食を提供するため、令和5年度から小学校月額500円、中学校月額1,000円の増額改定を行った。 令和5年度は、臨時交付金を活用し、激変緩和対応として増額幅の2分の1を支援しているが、現下の経済状況を踏まえ、子育て世帯の家計支援として、増額幅の残り2分の1を4月から遡及して支援するもの。 </div>																																																																											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【債務負担行為】 ○学校給食支援事業 限度額 90,400千円 期間 令和6年度 </div>																																																																											
加えて、給食費改定の激変緩和措置(改定幅の1/2支援)についてはR6年度に実施することし、債務負担行為を設定する。																																																																											
<ul style="list-style-type: none"> ○小学校給食支援事業 250円/月 × 11ヵ月 × 16,825人 = 46,268,750円 ○中学校給食支援事業 500円/月 × 11ヵ月 × 7,767人 = 42,718,500円 ○特別支援学校給食支援事業 ・小学部 250円/月 × 11ヵ月 × 101人 = 277,750円 ・中・高等学校 500円/月 × 11ヵ月 × 176人 = 968,000円 																																																																											
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>小学校給食費</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月額(円)</th> <th>R4</th> <th>R5(現行)</th> <th>R5(追加支援後)</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000</td> <td>610</td> <td>250</td> <td>250</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>4,500</td> <td>4,100</td> <td>4,350</td> <td>4,100</td> <td>4,350</td> </tr> <tr> <td>4,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>中学校給食費</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月額(円)</th> <th>R4</th> <th>R5(現行)</th> <th>R5(追加支援後)</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,000</td> <td>910</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>5,500</td> <td>4,600</td> <td>5,100</td> <td>4,600</td> <td>5,100</td> </tr> <tr> <td>5,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;"> ※R5.3月補正に前倒し計上 ■ R6支援(債務負担行為) □ R5支援(6月補正) □ R5支援(当初) ■ R4支援 □ 保護者負担 </p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;"> ※R5.3月補正に前倒し計上 </p>						月額(円)	R4	R5(現行)	R5(追加支援後)	R6	5,000	610	250	250	250	4,500	4,100	4,350	4,100	4,350	4,000					3,500					3,000					月額(円)	R4	R5(現行)	R5(追加支援後)	R6	6,000	910	500	500	500	5,500	4,600	5,100	4,600	5,100	5,000					4,500					4,000					3,500					3,000				
月額(円)	R4	R5(現行)	R5(追加支援後)	R6																																																																							
5,000	610	250	250	250																																																																							
4,500	4,100	4,350	4,100	4,350																																																																							
4,000																																																																											
3,500																																																																											
3,000																																																																											
月額(円)	R4	R5(現行)	R5(追加支援後)	R6																																																																							
6,000	910	500	500	500																																																																							
5,500	4,600	5,100	4,600	5,100																																																																							
5,000																																																																											
4,500																																																																											
4,000																																																																											
3,500																																																																											
3,000																																																																											

令和5年度 久留米市一般会計補正予算（第4号）

学校給食支援事業【補正増・債務負担行為の設定】

令和5年度補正予算 90,400千円
 令和6年度債務負担行為 90,400千円

本市の学校給食費は、今年度から小学校月額500円、中学校月額1,000円の増額改定を行い、現在は増額分の2分の1に相当する額を支援しています。

こうした中、厳しい経済状況が続いていることを踏まえ、国の臨時交付金を活用し本年4月にさかのぼって増額分の全額を支援するものです。また、令和6年度においては、増額分の2分の1に相当する額を支援するため、当該分の債務負担行為を設定するものです。

月額	令和4年度	令和5年度 現在	令和5年度 補正増	令和6年度 債務負担行為
小学校	4,100円	4,350円 (250円支援)	4,100円 (500円支援)	4,350円 (250円支援)
中学校	4,600円	5,100円 (500円支援)	4,600円 (1,000円支援)	5,100円 (500円支援)

* 小学校には特別支援学校小学部、中学校には特別支援学校中等部・高等部が含まれます。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

第 38 号議案

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱
について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 30 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の辞任に伴い、その後任の委員を任命し、又は委嘱しようとするものである。

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

久留米市立小中学校通学区域審議会規則(昭和40年久留米市教育委員会規則第6号)第4条の規定により、下記の者を久留米市立小中学校通学区域審議会委員に任命し、又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
知 識 経 験 者	<small>やまさき</small> 山崎 ケブン	久留米市議会	令和5年7月1日 から 令和6年11月30日 まで
〃	<small>たずみ かずや</small> 田住 和也	久留米市議会	
〃	<small>のぐち ひろふみ</small> 野口 裕史	久留米市校区まちづくり 連絡協議会	
市立小中学校の父母 教師会の役員	<small>こうら よしふみ</small> 高良 歓史	久留米市立山本小学校父母教師会	
〃	<small>いわした だいすけ</small> 岩下 大輔	久留米市立良山中学校父母教師会	
市立小中学校の教職員	<small>みずき てるこ</small> 水城 輝子	久留米市立北野中学校	
市 の 職 員	<small>はた みき</small> 秦 美樹	久留米市協働推進部	

久留米市立小中学校通学区域審議会委員新旧対照表

※は新委員

区 分	旧 名 簿		新 名 簿 (R5.7.1~)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
知識経験者	さかい たいちろう 堺 太一郎	久留米市議会	やました ひさし 山下 尚	久留米市議会
〃	かねこ むつみ 金子 むつみ	〃	※ やまさき ケブン 山崎 ケブン	〃
〃	あきなが みねこ 秋永 峰子	〃	※ たずみ かずや 田住 和也	〃
〃	やました ひさし 山下 尚	〃	もりさき まさき 森崎 巨樹	〃
〃	もりさき まさき 森崎 巨樹	〃	あきなが みねこ 秋永 峰子	〃
〃	なわさき じゅんこ 縄崎 順子	久留米男女平等推進 ネットワーク	なわさき じゅんこ 縄崎 順子	久留米男女平等推進 ネットワーク
〃	いしばし よしみつ 石橋 良光	久留米市校区まちづくり 連絡協議会	※ のぐち ひろふみ 野口 裕史	久留米市校区まちづくり 連絡協議会
市立小中学校の 父母教師会の役員	はつだ ひでゆき 初田 秀幸	久留米市立弓削小学校 父母教師会	※ こうら よしふみ 高良 歆史	久留米市立山本小学校 父母教師会
〃	ほりえ こうじ 堀江 浩二	久留米市立明星中学校 父母教師会	※ いわた だいすけ 岩下 大輔	久留米市立良山中学校 父母教師会
市立小中学校の 校長	ならはし えつこ 檜橋 関子	久留米市立篠山小学校	ならはし えつこ 檜橋 関子	久留米市立篠山小学校
〃	たけした ひでか 武下 秀華	久留米市立高良内小学校	たけした ひでか 武下 秀華	久留米市立高良内小学校
〃	あらき おさむ 荒木 修	久留米市立宮ノ陣中学校	あらき おさむ 荒木 修	久留米市立荒木中学校
市立小中学校の 教職員	えだ よしえ 江田 美江	久留米市立 久留米特別支援学校	※ みずき てるこ 水城 輝子	久留米市立北野中学校
市の職員	くろいわ たけなお 黒岩 竹直	久留米市協働推進部	※ はた みき 秦 美樹	久留米市協働推進部
〃	とよふく ゆきこ 豊福 由紀子	久留米市子ども未来部	とよふく ゆきこ 豊福 由紀子	久留米市子ども未来部

○久留米市立小中学校通学区域審議会規則（抜粋）

昭和 40 年 10 月 21 日

久留米市教育委員会規則第 6 号

~~~~~

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を任命し、又は委嘱することができる。この場合において、その数は特定の事項別に 2 人以内とする。

（平 8 教規則 5・一部改正）

（委員）

第 4 条 審議会の委員は、次に掲げるものについて教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市立小中学校の父母教師会の役員
- (3) 市立小中学校の校長
- (4) 市立小中学校の教職員
- (5) 市の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認めるもの

（平 8 教規則 5・平 9 教規則 4・平 25 教規則 19・一部改正）

（委員の任期）

第 5 条 前条第 1 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 3 条第 2 項の臨時委員の任期は、2 年を超えない範囲内で当該特定の事項を調査審議するため教育委員会が必要と認めた期間とする。ただし、当該規定の事項に関する調査審議が終了しない場合には、同様の取扱いにより再任または委嘱の更新を行うことができるものとする。

4 前項の任期にかかわらず、当該特定の事項の調査審議が終了した場合には、臨時委員はその任を解かれたものとみなす。

（平 8 教規則 5・一部改正）

### 第 39 号議案

久留米市いじめ等防止対策委員会委員の任命又は委嘱  
について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 30 日

教育長 井 上 謙 介

#### 提案理由

久留米市いじめ等防止対策委員会規則（令和 5 年度久留米市教育委員会規則第 8 号）第 4 条の規定により、久留米市いじめ等防止対策委員会委員を委嘱しようとするものである。



久留米市いじめ等防止対策委員会委員の委嘱について

久留米市いじめ等防止対策委員会規則（令和5年久留米市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、下記の者を久留米市いじめ等防止対策委員会委員に委嘱する。

記

| 区 分           | 氏 名                                 | 所 属          | 任 期                               |
|---------------|-------------------------------------|--------------|-----------------------------------|
| 弁 護 士         | <small>はしやま よしのり</small><br>橋山 吉統   | 福岡県弁護士会      | 令和5年7月1日<br>から<br>令和7年6月30日<br>まで |
| 弁 護 士         | <small>おぎはら ともあき</small><br>荻原 知明   | 福岡県弁護士会      |                                   |
| 学 識 経 験 者     | <small>うえむら ぜんたろう</small><br>植村 善太郎 | 福岡教育大学       |                                   |
| 精 神 保 健 福 祉 士 | <small>うめづ かずこ</small><br>梅津 和子     | 福岡県精神保健福祉士協会 |                                   |
| 臨 床 心 理 士     | <small>なかしま りょう</small><br>中島 良     | 福岡県臨床心理士会    |                                   |

## ○久留米市いじめ等防止対策委員会規則

令和5年3月31日

久留米市教育委員会規則第8号

~~~~~

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもつて組織する。

2 前項の規定にかかわらず、重大事態の調査をするため、必要があるときは、臨時委員を委嘱し、又は任命することができる。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 弁護士

(2) 学識経験者

(3) 精神保健福祉士

(4) 公認心理師又は臨床心理士

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 重大事態に関する調査等を行うに当たって、委員が当該事案の関係者と利害関係を有する場合等については、当該委員に代えて前条第2項の規定により臨時委員を委嘱し、又は任命するものとする。

第 4 0 号議案

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱
について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命し、又は委嘱しようとするものである。

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教育委員会規則第3号）第4条の規定により、下記の者を久留米市生涯学習センター運営委員会委員に任命し、又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
(1)センターの利用者	かわしま よしこ 川島 芳子	久留米市生涯学習センター 利用者の会	令和5年7月1日 から 令和7年6月30日 まで
	きのした ひとし 木下 等	久留米市生涯学習センター 利用者の会	
(2)社会教育の関係者	とりごえ ただひろ 鳥越 忠廣	久留米市校区まちづくり連絡協議会	
	ぎょうとく じゅんこ 行徳 淳子	久留米市子ども会連合会	
	えがみ あきこ 江上 昭子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会	
	いえなが りょうこ 家永 涼子	久留米市小・中学校PTA連合協議会	
	ひらた みな 平田 美奈	久留米市小・中学校PTA連合協議会	
	くが としひろ 久我 敏博	久留米連合文化会	
	よしだ ひろこ 吉田 裕子	社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会	
	かきの みき 笠野 美紀	久留米男女平等推進ネットワーク	
(3)学校教育の関係者	このえ まゆみ 九重 真由美	久留米市小学校長会	
	たにぐち てつや 谷口 哲也	久留米市中学校長会	
(4)学識経験者	さとう しょうじ 佐藤 晶二	久留米市議会	
	きくたけ しょうごう 菊竹 章剛	特定非営利活動法人 久留米音楽協会	
(5)その他教育委員会が必要と認める者	いざき よりこ 伊崎 より子	久留米市男女平等推進センター 利用者連絡協議会	

久留米市野中生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委
嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教
育委員会規則第3号）第4条の規定により、下記の者を久留米市野中生
涯学習センター運営委員会委員に任命し、又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1)センターの 利用者	さいとう みわ 齊藤 三和	野中生涯学習センター登録団体 マハロハ（フラダンス）	令和5年7月1日 から 令和7年6月30日 まで
	まえはら ひさよ 前原 寿代	野中生涯学習センター登録団体 遊技団ごっこ ばざあーる	
	たなか みほ 田中 美穂	野中生涯学習センター登録団体 ちくごチアリーディングクラブ	
(2)社会教育の 関係者	ぎょうとく じゅんこ 行徳 淳子	久留米市子ども会連合会	
	のだ ひでき 野田 秀樹	（公財）久留米市スポーツ協会	
(3)学校教育の 関係者	たにぐち てつや 谷口 哲也	久留米市中学校長会	
(4)学識経験者	ごんどう ともき 権藤 智喜	久留米市議会	
	ふじむら やよい 藤村 やよい	元久留米信愛短期大学教授	
(5)その他教育 委員会が必要と認める 者	はら としはる 原 稔治	久留米市子ども未来部 青少年育成課	

久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会委員の任命又は
委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教育委員会規則第3号）第4条の規定により、下記の者を久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会委員に任命し、又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任期
(1) センターの 利用者	さわだ ゆきお 澤田 幸雄	田主丸町文化協会	令和5年7月1日 から 令和7年6月30日 まで
	うえの ともこ 上野 智子	NPO 法人田主丸カル・スポクラブ	
(2) 社会教育の 関係者	おがた こういち 緒方 浩一	田主丸地域校区まちづくり振興会 連絡会議	
	くらとみ けんいちろう 倉富 健一郎	久留米市1ブロック 小中PTA協議会	
	こにし ひろえ 小西 裕也	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	
	うえむら よしみ 上村 好	田主丸体育振興協会	
	きたがわ かずこ 北川 和子	田主丸町商工会	
	たけがみ あいこ 竹上 愛子	田主丸町地域婦人会 連絡協議会	
(3) 学校教育の 関係者	そのき せいこ 園木 聖子	田主丸事務所管内 小・中学校長連絡会	
(4) 学識経験者	こが としかず 古賀 としかず	久留米市議会	

久留米市北野生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委
嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教
育委員会規則第3号）第4条の規定により、下記の者を久留米市北野生
涯学習センター運営委員会委員に任命し、又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1)センターの 利用者	ひぐち けいこ 樋口 恵子	茶道「香和会」 着付け「麻の葉会」 体操「3B体操」	令和5年7月1日 から 令和7年6月30日 まで
	わきだ あつし 脇田 篤	北野創作太鼓「轍」	
	みつます けいこ 光益 啓子	「いきいきニュースポーツ」 「フレッシュテニス」	
	いなだ きみこ 稲田 貴美子	大正琴「マーガレット」 書道「やまぶき会」	
(2)社会教育の 関係者	いのうえ まさあき 井上 正明	金島校区まちづくり振興会	
	いのくち 井口 ゆかり	金島校区まちづくり振興会	
	なぎの としみつ 薙野 敏光	久留米市北野町文化協会	
	ながまつ ちえ 永松 千枝	久留米市北野女性の会	
	ぎょうとく こ 行徳 ノリ子	北野町老人クラブ連合会	
	たなか えいこ 田中 栄子	北野中学校父母教師会	
(3)学校教育の 関係者	たにぐち てつや 谷口 哲也	久留米市立北野中学校	
	い で よしたか 井手 義隆	久留米市立北野小学校	
(4)学識経験者	まつおか やすはる 松岡 保治	久留米市議会	

久留米市城島生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委
嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教
育委員会規則第3号）第4条の規定により、下記の者を久留米市城島生
涯学習センター運営委員会委員に任命し、又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1)センターの 利用者	おの 小野 里江 （おの きとえ 小野 里江）	城島町保育園連盟	令和5年7月1日 から 令和7年6月30 日まで
	しげまつ 重松 幸登 （しげまつ ゆきと 重松 幸登）	久留米南部商工会	
	きとう 佐藤 愛子 （きとう あいこ 佐藤 愛子）	福岡大城農業協同組合	
(2)社会教育の 関係者	さかい 境 二三子 （さかい ふみこ 境 二三子）	城島文化協会	
	しぎょう 執行 洋子 （しぎょう ようこ 執行 洋子）	城島文化協会	
	たていし 立石 光記 （たていし みつき 立石 光記）	三潞文化協会	
	の と 納戸 圓子 （の と まどか 納戸 圓子）	城島町老人クラブ 連合会	
	うちだ 内田 明子 （うちだ あきこ 内田 明子）	久留米市城島町 PTA連絡会	
(3)学校教育の 関係者	こが 古賀 佳緒里 （こが かおり 古賀 佳緒里）	城島小中学校長会	
	よしざき 吉崎 隆一 （よしざき りゅういち 吉崎 隆一）	城島地域幼稚園	
(4)学識経験者	いけぐち 池口 隆 （いけぐち たかし 池口 隆）	城島地域校区まちづくり 連絡会議	
	ほりた 堀田 洸太郎 （ほりた こうたろう 堀田 洸太郎）	久留米市議会	

久留米市三潚生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委
嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教
育委員会規則第3号）第4条の規定により、下記の者を久留米市三潚生
涯学習センター運営委員会委員に任命し、又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1)センターの 利用者	うちだ 内田 すなを	三潚文化協会	令和5年7月1日 から 令和7年6月30日 まで
	きだ よしか 喜田 好香	三潚文化協会	
	ひらお みつり 平尾 光位	三潚町尚寿会	
	わたなべ みやこ 渡邊 美也子	三潚町レクリエーション協会	
(2)社会教育の 関係者	たなか みよこ 田中 美代子	三潚町小中学校父母教師会 連絡会	
(3)学校教育の 関係者	さの あつし 佐野 淳	久留米市立三潚中学校	
	いけすえ えりこ 池末 恵理子	久留米市立西牟田小学校	
(4)学識経験者	ながた かずのぶ 永田 一伸	久留米市議会	
	たなか としひろ 田中 俊博	元久留米市代表監査委員	
(5)その他教育 委員会が必要 と認める者	やました かずよ 山下 和代	三潚体育振興協会	
	たていし せいじ 立石 精二	犬塚校区まちづくり振興会	
	はなだ あつこ 花田 厚子	三潚校区まちづくり振興会	
	さるわたり つとむ 猿渡 勉	西牟田校区まちづくり振興会	
	ながた くにか 永田 邦香	犬塚地区民生委員・児童委員 協議会	
	さかい ふみこ 境 二三子	城島文化協会	

久留米市生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (R5.7.1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1) センターの利用者	かわしま よしこ 川島 芳子	久留米市生涯学習センター利用者の会	かわしま よしこ 川島 芳子	久留米市生涯学習センター利用者の会
	きのした ひとし 木下 等	久留米市生涯学習センター利用者の会	きのした ひとし 木下 等	久留米市生涯学習センター利用者の会
(2) 社会教育の関係者	とりごえ ただひろ 鳥越 忠廣	久留米市校区まちづくり連絡協議会	とりごえ ただひろ 鳥越 忠廣	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	ぎょうとく じゅんこ 行徳 淳子	久留米市子ども会連合会	ぎょうとく じゅんこ 行徳 淳子	久留米市子ども会連合会
	いけだ ひろこ 池田 博子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会	※えがみ あきこ 江上 昭子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会
	たけ ま ゆ み 岳 真由美	久留米市小・中学校PTA連合協議会	※いえなが りょうこ 家永 涼子	久留米市小・中学校PTA連合協議会
	みくりや ちあき 御厨 千秋	久留米市小・中学校PTA連合協議会	※ひらた みな 平田 美奈	久留米市小・中学校PTA連合協議会
	いのうえ たいぞう 井上 泰三	久留米連合文化会	※くが としひろ 久我 敏博	久留米連合文化会
	よしだ ひろこ 吉田 裕子	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会	よしだ ひろこ 吉田 裕子	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会
	ふじき わ か こ 藤木 和歌子	久留米男女平等推進ネットワーク	※かさの み き 笠野 美紀	久留米男女平等推進ネットワーク
	しょうじ あきら 庄司 啓	福岡県教育庁北筑後教育事務所	しょうじ あきら 庄司 啓	福岡県教育庁北筑後教育事務所
(3) 学校教育の関係者	たけした ひでか 武下 秀華	久留米市小学校長会	※このえ ま ゆ み 九重 真由美	久留米市小学校長会
	きかい ゆたか 坂井 豊	久留米市中学校長会	※たにぐち てつや 谷口 哲也	久留米市中学校長会
(4) 学識経験者	さとう しょうじ 佐藤 晶二	久留米市議会	さとう しょうじ 佐藤 晶二	久留米市議会
	きくたけ しょうごう 菊竹 章剛	特定非営利活動法人久留米音楽協会	きくたけ しょうごう 菊竹 章剛	特定非営利活動法人久留米音楽協会
(5) その他教育委員会が必要と認める者	さとう あい子 佐藤 あい子	久留米市男女平等推進センター利用者連絡協議会	※いざき より子 伊崎 より子	久留米市男女平等推進センター利用者連絡協議会

※は新任委員

久留米市野中生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (R5.7.1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1)センターの 利用者	あだち くみこ 足立 久美子	センター登録団体 劇団0(ゼロ)	※さいとう みわ ※齊藤 三和	センター登録団体 マハロハ(フラダンス)
	いしい さとこ 石井 智子	センター登録団体 フラワーアレンジメントサークル ツクリ	※まえはら ひさよ ※前原 寿代	センター登録団体 遊技団ごっこ ばざあ ーる
	はら のりこ 原 典子	センター登録団体 かあさんぶる	※たなか みほ ※田中 美穂	センター登録団体 ちくごチアリーディング クラブ
(2)社会教育の 関係者	ぎょうとく じゅんこ 行徳 淳子	久留米市子ども会 連合会	ぎょうとく じゅんこ 行徳 淳子	久留米市子ども会 連合会
	のだ ひでき 野田 秀樹	(公財)久留米市 スポーツ協会	のだ ひでき 野田 秀樹	(公財)久留米市 スポーツ協会
(3)学校教育の 関係者	さかい ゆたか 坂井 豊	久留米市中学校長会	※たにぐち てつや ※谷口 哲也	久留米市中学校長会
(4)学識経験者	なじま じょうじ 南島 成司	久留米市議会	※ごんどう ともき ※権藤 智喜	久留米市議会
	ふじむら やよい 藤村 やよい	久留米信愛短期大学	ふじむら やよい 藤村 やよい	元久留米信愛短期大学 教授
(5)その他教育委 員会が必要と認 める者	はら としはる 原 稔治	久留米市子ども未来 部青少年育成課	はら としはる 原 稔治	久留米市子ども未来部 青少年育成課

※は新任委員

久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (R5.7.1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1)センターの 利用者	さわだ ゆきお 澤田 幸雄	田主丸町文化協 会	さわだ ゆきお 澤田 幸雄	田主丸町文化協 会
	うえの ともこ 上野 智子	NPO 法人田主丸カ ル・スポクラブ	うえの ともこ 上野 智子	NPO 法人田主丸カ ル・スポクラブ
(2)社会教育の 関係者	たなか ひろき 田中 博輝	田主丸地域校区 まちづくり振興 会連絡会議	※おがた こういち 緒方 浩一	田主丸地域校区 まちづくり振興 会連絡会議
	おおつか あやこ 大塚 綾子	久留米市1ブロッ ク小中PTA協議 会	※くらとみ けんいちろう 倉富 健一郎	久留米市1ブロッ ク小中PTA協議 会
	こにし ひろえ 小西 裕也	久留米市スポー ツ推進委員連絡 協議会	こにし ひろえ 小西 裕也	久留米市スポー ツ推進委員連絡 協議会
	うえむら よしみ 上村 好	田主丸体育振興 協会	うえむら よしみ 上村 好	田主丸体育振興 協会
	こばやし せいこ 小林 整子	田主丸町商工会	※きたがわ かずこ 北川 和子	田主丸町商工会
	たけがみ あいこ 竹上 愛子	田主丸町地域婦 人会連絡協議会	たけがみ あいこ 竹上 愛子	田主丸町地域婦 人会連絡協議会
(3)学校教育の 関係者	さかい まゆみ 堺 麻由美	田主丸事務所管 内小・中学校長連 絡会	※そのき せいこ 園木 聖子	田主丸事務所管 内小・中学校長連 絡会
(4)学識経験者	さかい たいちろう 堺 太一郎	久留米市議会	※こが としかず 古賀 としかず	久留米市議会

※は新任委員

久留米市北野生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (R5. 7. 1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1) センターの利用者	ひぐち けいこ 樋口 恵子	茶道「香和会」、 着付け「麻の葉会」他	ひぐち けいこ 樋口 恵子	茶道「香和会」、 着付け「麻の葉会」他
	わかだ あつし 脇田 篤	北野創作太鼓「轍」	わかだ あつし 脇田 篤	北野創作太鼓「轍」
	みつます けいこ 光益 啓子	「いきいきニュースポーツ」、 「フレッシュテニス」	みつます けいこ 光益 啓子	「いきいきニュースポーツ」、 「フレッシュテニス」
	いしだ かずひろ 石田 和宏	ギター「ダ・カーポ」、 男性料理「オニオン」他	※いなだ きみこ ※稲田 貴美子	大正琴「マーガレット」 書道「やまぶき会」
(2) 社会教育の関係者	ながまつ ちえ 永松 千枝	大城校区まちづくり振興会	※いのうえ まさあき ※井上 正明	金島校区まちづくり振興会
	ながまつ ひでみ 永松 英視	大城校区まちづくり振興会	※いのくち ゆかり ※井口 ゆかり	金島校区まちづくり振興会
	なぎの としみつ 薙野 敏光	久留米市北野町文化協会	なぎの としみつ 薙野 敏光	久留米市北野町文化協会
	かねがえ かずえ 鐘ヶ江 一枝	久留米市北野女性の会	ながまつ ちえ 永松 千枝	久留米市北野女性の会
	ぎょうとく こ 行 徳 ノリ子	北野町老人クラブ連合会	ぎょうとく こ 行 徳 ノリ子	北野町老人クラブ連合会
	いえなが かずみ 家永 和美	北野中学校父母教師会	※たなか えいこ ※田中 栄子	北野中学校父母教師会
	みつたけ あやか 光武 彩香	弓削小学校父母教師会	※たかやま あかね ※高山 茜	金島小学校父母教師会
(3) 学校教育の関係者	いとう ひろき 伊藤 浩規	久留米市立北野中学校	※たにくち てつや ※谷口 哲也	久留米市立北野中学校
	い で よしたか 井手 義隆	久留米市立北野小学校	い で よしたか 井手 義隆	久留米市立北野小学校
(4) 学識経験者	なじま じょうじ 南島 成司	久留米市議会	※まつおか やすはる ※松岡 保治	久留米市議会

※は新任委員

久留米市城島生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿 (R5. 7. 1～)	
	氏名	所属	氏名	所属
(1) センターの利用者	おの さとえ 小野 里江	城島町保育園連盟	おの さとえ 小野 里江	城島町保育園連盟
	しげまつ ゆきと 重松 幸登	久留米南部商工会	しげまつ ゆきと 重松 幸登	久留米南部商工会
	ちよじま かずよ 千代島 和代	福岡大城農業協同組 合	※さとう あいこ ※佐藤 愛子	福岡大城農業協同組 合
(2) 社会教育の関係者	さかい ふ み こ 境 二三子	城島文化協会	さかい ふ み こ 境 二三子	城島文化協会
	しぎょう ようこ 執行 洋子	城島文化協会	しぎょう ようこ 執行 洋子	城島文化協会
	たていし みつき 立石 光記	三潞文化協会	たていし みつき 立石 光記	三潞文化協会
	の と まどか 納戸 圓子	城島町老人クラブ 連合会	の と まどか 納戸 圓子	城島町老人クラブ 連合会
	こ が やすゆき 古賀 靖之	久留米市城島町P T A連絡会	※うちだ あきこ ※内田 明子	久留米市城島町P T A連絡会
(3) 学校教育の関係者	いわなが たかこ 岩永 貴子	城島町小中学校長会	※こ が かおり ※古賀 佳緒里	城島町小中学校長会
	よしざき りゅういち 吉崎 隆一	城島地域幼稚園	よしざき りゅういち 吉崎 隆一	城島地域幼稚園
(4) 学識経験者	いけぐち たかし 池口 隆	城島地域校区まちづ くり連絡会議	いけぐち たかし 池口 隆	城島地域校区まちづ くり連絡会議
	いちかわ こういち 市川 廣一	久留米市議会	※ほりた こうたろう ※堀田 洸太郎	久留米市議会

※は新任委員

久留米市三潞生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (R5. 7. 1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1) センターの利用者	うちだ 内田 すなを	三潞文化協会	うちだ 内田 すなを	三潞文化協会
	てらさき ふみこ 寺崎 文子	三潞文化協会	※きだ よしか ※喜田 好香	三潞文化協会
	ひらお みつのり 平尾 光位	三潞町尚寿会	ひらお みつのり 平尾 光位	三潞町尚寿会
	わたなべ みやこ 渡邊 美也子	三潞町レクリエーション協会	わたなべ みやこ 渡邊 美也子	三潞町レクリエーション協会
(2) 社会教育の関係者	たぞえ かずお 田添 和夫	三潞町小中学校父母教師会連絡会	※たなか みよこ ※田中 美代子	三潞町小中学校父母教師会連絡会
(3) 学校教育の関係者	さの あつし 佐野 淳	久留米市立三潞中学校	さの あつし 佐野 淳	久留米市立三潞中学校
	たかまつ けいこ 高松 恵子	久留米市立三潞小学校	※いけすえ えりこ ※池末 恵理子	久留米市立西牟田小学校
(4) 学識経験者	たなか りょうすけ 田中 良介	久留米市議会	※ながた かずのぶ ※永田 一伸	久留米市議会
	たなか としひろ 田中 俊博	元久留米市代表監査委員	たなか としひろ 田中 俊博	元久留米市代表監査委員
(5) その他教育委員会が必要と認める者	やました かずよ 山下 和代	三潞体育振興協会	やました かずよ 山下 和代	三潞体育振興協会
	たなか くにはこ 田中 國比古	犬塚校区まちづくり振興会	※たていし せいじ ※立石 精二	犬塚校区まちづくり振興会
	こが ふみお 古賀 文雄	三潞校区まちづくり振興会	※はなだ あつこ ※花田 厚子	三潞校区まちづくり振興会
	たがわ ひでかず 田川 英和	西牟田校区まちづくり振興会	※さるわたり つとむ ※猿渡 勉	西牟田校区まちづくり振興会
	やよし まさたか 弥吉 正孝	西牟田地区民生委員・児童委員協議会	※ながた くにか ※永田 邦香	犬塚地区民生委員・児童委員協議会
	さかい ふみこ 境 二三子	城島文化協会	さかい ふみこ 境 二三子	城島文化協会

※は新任委員

○ 久留米市生涯学習センター条例（抜粋）

平成26年9月19日

久留米市条例第47号

（運営委員会の設置）

第24条 生涯学習センターの円滑な運営を図るため、久留米市生涯学習センター等複合施設条例第26条に掲げる久留米市生涯学習センター運営委員会のほか、次の表の左欄に掲げる生涯学習センターごとに、同表右欄に掲げる運営委員会を置く。

生涯学習センター	運営委員会
久留米市野中生涯学習センター	久留米市野中生涯学習センター運営委員会
久留米市田主丸生涯学習センター	久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会
久留米市北野生涯学習センター	久留米市北野生涯学習センター運営委員会
久留米市城島生涯学習センター	久留米市城島生涯学習センター運営委員会
久留米市三潁生涯学習センター	久留米市三潁生涯学習センター運営委員会

2 前項の表の運営委員会の組織、運営及び所掌事務については、教育委員会が規則で定める。

○ 久留米市生涯学習センター運営委員会規則（抜粋）

平成13年5月11日

久留米市教育委員会規則第3号

（所掌事務）

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター（久留米市生涯学習センター条例第2条第1項の表に掲げる施設をいい、以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

（定数）

第3条 委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

委員会	定数
久留米市生涯学習センター運営委員会	20人以内
久留米市野中生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	15人以内

久留米市北野生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市城島生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市三潁生涯学習センター運営委員会	15人以内

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 1 号議案

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委
嘱について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命し、又は委嘱しようとするものである。

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委
嘱について

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会規則（平成27年久留米
市教育委員会規則第35号）第3条の規定により、下記の者を久留米市
城島ふれあいセンター運営委員会委員に任命し、又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1)センターの 利用者	おの さとえ 小野 里江	城島町保育園連盟	令和5年7月1日 から 令和7年6月30 日まで
	えがみ けいこ 江上 慶子	グループ野火	
	はら よしみち 原 嘉道	クラシックギターサークル	
(2)天体に深い 関心と知識を持 つ者	にしやま こういち 西山 浩一	天文台ボランティア	
	かまち みのる 蒲池 稔	天文台ボランティア	
	はた ひでひろ 波多 英寛	熊本大学大学院 先端科学研究部	
(3)学識経験者	ほりた こうたろう 堀田 洸太郎	久留米市議会	
	くにとも けん 國友 謙	城島町小中学校長会	
(4)その他教育 委員会が必要と 認める者	うちだ あきこ 内田 明子	久留米市城島町PTA連絡会	
	さとう あいこ 佐藤 愛子	福岡大城農業協同組合	
	まつだ シクエ 松田 シクエ	久留米南部商工会	
	いまむら ゆうこ 今村 優子	福岡県立三潴高等学校	
	さかい かおり 酒井 香	久留米市 男女平等推進センター	

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿 (R5.7.1～)	
	氏名	所属	氏名	所属
(1) センターの利用者	おの さとえ 小野 里江	城島町保育園連盟	おの さとえ 小野 里江	城島町保育園連盟
	えがみ けいこ 江上 慶子	グループ野火	えがみ けいこ 江上 慶子	グループ野火
	はら よしみち 原 嘉道	クラシックギター サークル	はら よしみち 原 嘉道	クラシックギター サークル
(2) 天体に深い関心と 知識を持つ者	にしやま こういち 西山 浩一	天文台ボランティア	にしやま こういち 西山 浩一	天文台ボランティア
	かまち みのる 蒲池 稔	天文台ボランティア	かまち みのる 蒲池 稔	天文台ボランティア
	はた ひでひろ 波多 英寛	熊本大学大学院 先端科学研究部	はた ひでひろ 波多 英寛	熊本大学大学院 先端科学研究部
(3) 学識経験者	はら まなぶ 原 学	久留米市議会	※ほりた こうたろう 堀田 洸太郎	久留米市議会
	こが かおり 古賀 佳緒里	城島町小中学校長会	※くにとも けん 國友 謙	城島町小中学校長会
(4) その他教育委員会が 必要と認める者	えしやま せいごう 江島 正剛	城島地域校区 まちづくり連絡会議	—	—
	こが やすゆき 古賀 靖之	久留米市城島町 P T A連絡会	※うちだ あきこ 内田 明子	久留米市城島町 P T A連絡会
	ちよじま かずよ 千代島 和代	福岡大城農業 協同組合	※さとう あいこ 佐藤 愛子	福岡大城農業 協同組合
	かまち えみこ 蒲池 恵美子	久留米南部商工会	※まつだ シクエ 松田 シクエ	久留米南部商工会
	たなか よしこ 田中 美子	勤労女性代表	※いまむら ゆうこ 今村 優子	福岡県立 三潴高等学校
	さかい かおり 酒井 香	久留米市男女 平等推進センター	さかい かおり 酒井 香	久留米市男女 平等推進センター

※は新任委員

○久留米市城島ふれあいセンター運営委員会規則(抜粋)

平成 27 年 4 月 1 日

久留米市教育委員会規則第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久留米市城島ふれあいセンター条例(平成 16 年久留米市条例第 112 号。以下「条例」という。)第 13 条第 1 項の規定により置かれた久留米市城島ふれあいセンター運営委員会(以下「委員会」という。))について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、久留米市城島ふれあいセンター(以下「センター」という。))の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び利用促進に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。))が任命し、又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 天体に深い関心と知識を持つ者
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

○久留米市城島ふれあいセンター条例(抜粋)

平成 16 年 12 月 28 日

久留米市条例第 112 号

(運営委員会)

第 15 条第 13 条 センターの円滑な運営を図り、必要な事項を審議するため、センターに久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会久留米市城島ふれあいセンター運営委員会(以下「委員会」という。))を置く。

2 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 2 号 議 案

久留米市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市社会教育委員の辞任に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項の規定により、下記の者を久留米市社会教育委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
学校教育関係者	おか さちよ 岡 佐智代	久留米市小学校長会	令和5年7月1日 から 令和6年11月30日 まで
社会教育関係者	おがた こういち 緒方 浩一	久留米市校区まちづくり 連絡協議会	
	おにつか きよし 鬼塚 清志	久留米市小・中学校PTA連合 協議会	
学識経験者	ながの さとし 長野 哲	久留米市議会	
	なりた さとし 成田 聖	久留米工業大学	

久留米市社会教育委員新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (R5.7.1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学校教育関係者	まつお きょうこ 松尾 京子	久留米市小学校長会	※おか さちよ ※岡 佐智代	久留米市小学校長会
社会教育関係者	のぐち ひろふみ 野口 裕史	久留米市校区まちづくり連絡協議会	※おがた こういち ※緒方 浩一	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	たかみや りゅうじ 高宮 隆二	久留米市子ども会連合会	たかみや りゅうじ 高宮 隆二	久留米市子ども会連合会
	ながまつ ちえ 永松 千枝	久留米市女性の会婦人会連絡協議会	ながまつ ちえ 永松 千枝	久留米市女性の会婦人会連絡協議会
	まき かよこ 真木 香代子	久留米市小・中学校PTA 連合協議会	※おにつか きよし ※鬼塚 清志	久留米市小・中学校PTA 連合協議会
	のだ ひでき 野田 秀樹	(公財) 久留米市スポーツ協会	のだ ひでき 野田 秀樹	(公財) 久留米市スポーツ協会
家庭教育関係者	いなます ひでこ 稲益 英子	久留米市民生委員児童委員協議会	◎いなます ひでこ ◎稲益 英子	久留米市民生委員児童委員協議会
学識経験者	とどろき てるたか 轟 照隆	久留米市議会議員	※ながの さとし ※長野 哲	久留米市議会議員
	えむら りな 江村 理奈	久留米大学	えむら りな 江村 理奈	久留米大学
	しいやま かつみ 椎山 克己	久留米信愛短期大学	※なりた さとし ※成田 聖	久留米工業大学

※は、新任委員

◎久留米市民生委員児童委員協議会所属の委員については、令和 5 年 2 月 1 日～令和 7 年 1 月 31 日である。

○社会教育法（抜粋）

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べる
こと。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○久留米市社会教育委員条例（抜粋）

昭和 36 年 4 月 1 日

久留米市条例第 11 号

（目的及び設置）

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条の規定により、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（定数）

第 2 条 委員の定数は、10 人以内とする。

（委員）

第 3 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 3 号議案

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市スポーツ推進審議会委員の辞任に伴い、後任の委員を任命しようとするものである。

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

久留米市スポーツ推進審議会条例（平成23年久留米市条例第35号）
第4条の規定により、下記の者を久留米市スポーツ推進審議会委員に任命する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
市議会	くさば きみはる 草場 公晴	久留米市議会	令和5年7月1日 から 令和5年12月31日 まで
	やまさき 山崎 ケブン	久留米市議会	
学校体育	きもと せいろう 木本 靖朗	久留米市中学校体育連盟	

久留米市スポーツ推進審議会委員 新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (R5.7.1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学識経験者	みぎた たかし 右田 孝志	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科	みぎた たかし 右田 孝志	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科
	ほり ひでゆき 堀 秀行	保健医療経営大学	ほり ひでゆき 堀 秀行	保健医療経営大学
市議会	そうだ こういちろう 早田 耕一郎	久留米市議会	※ くさば きみはる 草場 公晴	久留米市議会
	もりさき まさき 森崎 巨樹	久留米市議会	もりさき まさき 森崎 巨樹	久留米市議会
	まつのぶ よういち 松延 洋一	久留米市議会	※ やまさき ケブン 山崎 ケブン	久留米市議会
学校体育	いとう ひろき 伊藤 浩規	久留米市中学校体育連盟	※ きもと せいろう 木本 靖朗	久留米市中学校体育連盟
	いわき きみこ 岩城 紀美子	久留米市立篠山小学校	いわき きみこ 岩城 紀美子	久留米市立篠山小学校
関係団体等	なかむら としはる 中村 敏治	久留米市野球連盟	なかむら としはる 中村 敏治	久留米市野球連盟
	つかもと みゆき 塚本 深雪	久留米市剣道連盟	つかもと みゆき 塚本 深雪	久留米市剣道連盟
	たなか たかこ 田中 太嘉子	久留米市カヌー協会	たなか たかこ 田中 太嘉子	久留米市カヌー協会
	なかむら ともみ 中村 智美	総合型地域スポーツクラブ	なかむら ともみ 中村 智美	総合型地域スポーツクラブ
	のだ ひでき 野田 秀樹	(公財)久留米市スポーツ 協会	のだ ひでき 野田 秀樹	(公財)久留米市スポーツ 協会
その他市長 が特に必要 と認めた者	いで ひろし 井手 浩	障害者スポーツ指導員	いで ひろし 井手 浩	障害者スポーツ指導員
	たなか きみよ 田中 紀美代	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	たなか きみよ 田中 紀美代	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会
	こが きみこ 古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	こが きみこ 古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会
	まつふじ のりこ 松藤 倫子	健康運動指導士	まつふじ のりこ 松藤 倫子	健康運動指導士
	たけむら まさたか 竹村 政高	久留米市市民文化部	たけむら まさたか 竹村 政高	久留米市市民文化部

※は新委員

○ **スポーツ基本法**（平成23年6月24日法律第78号）〈抜粋〉

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

○ **久留米市スポーツ推進審議会条例**（平成23年12月14日久留米市条例第35号）〈抜粋〉

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、本市に久留米市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

（1）法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

（委員の任命）

第4条 委員は、スポーツに関して優れた見識を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第 4 4 号議案

久留米市立図書館協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立図書館協議会委員の辞任等に伴い、後任の委員を任命しようとするものである。

久留米市立図書館協議会委員の任命について

久留米市立図書館協議会条例第2条の規定により、下記の者を久留米市立図書館協議会委員に任命する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
学校教育の関 係者	ともの 友野 優里	久留米市立幼稚園協会	令和5年7月1日 から 令和6年6月30日 まで
学識経験のあ る者	やまだ たかお 山田 貴生	久留米市議会	
学識経験のあ る者	よしかわ としゆき 吉川 利幸	福岡県立図書館	

久留米市立図書館協議会委員 新旧対照表 (案)

旧名簿			新名簿 (R5.7.1～)		
区分	氏名	役職名または所属	区分	氏名	役職名または所属
学校教育 の関係者	おぎの 荻野 <small>たまえ</small> 玉恵	久留米市私立幼稚園協会	学校教育 の関係者	※ <small>ともの</small> 友野 <small>ゆり</small> 優里	久留米市私立幼稚園協会
	ならはし 榎橋 <small>えつこ</small> 関子	久留米市小学校長会		ならはし 榎橋 <small>えつこ</small> 関子	久留米市小学校長会
	さの 佐野 <small>あつし</small> 淳	久留米市中学校長会		さの 佐野 <small>あつし</small> 淳	久留米市中学校長会
	やまぐち 山口 <small>たかつく</small> 隆嗣	筑後地区公立高等学校等 校長協会		やまぐち 山口 <small>たかつく</small> 隆嗣	筑後地区公立高等学校等 校長協会
社会教育 の関係者	かさの 笠野 <small>みき</small> 美紀	久留米男女平等推進ネッ トワーク	社会教育 の関係者	かさの 笠野 <small>みき</small> 美紀	久留米男女平等推進ネッ トワーク
	とりごえ 鳥越 <small>ただひろ</small> 忠廣	久留米市校区まちづくり 連絡協議会		とりごえ 鳥越 <small>ただひろ</small> 忠廣	久留米市校区まちづくり 連絡協議会
	いなます 稲益 <small>ひでこ</small> 英子	久留米市社会教育委員		いなます 稲益 <small>ひでこ</small> 英子	久留米市社会教育委員
家庭教育 の向上に 資する活 動を行う 者	すぎ 杉 <small>かずみ</small> 和美	図書館ボランティア (田主丸図書館)	家庭教育 の向上に 資する活 動を行う 者	すぎ 杉 <small>かずみ</small> 和美	図書館ボランティア (田主丸図書館)
	しみず 清水 <small>かつえ</small> 勝江	図書館ボランティア (三潞図書館)		しみず 清水 <small>かつえ</small> 勝江	図書館ボランティア (三潞図書館)
	せきもと 関本 <small>ひろこ</small> 浩子	図書館ボランティア (点訳)		せきもと 関本 <small>ひろこ</small> 浩子	図書館ボランティア (点訳)
	もり 守 <small>やすこ</small> 泰子	久留米市保育協会		もり 守 <small>やすこ</small> 泰子	久留米市保育協会
学識経験 のある者	たづみ 田住 <small>かずや</small> 和也	久留米市議会	学識経験 のある者	※ <small>やまだ</small> 山田 <small>たかお</small> 貴生	久留米市議会
	ながとし 永利 <small>かずのり</small> 和則	福岡女子短期大学		えいとし 永利 <small>かずのり</small> 和則	福岡女子短期大学
	たまおか 玉岡 <small>けんじ</small> 兼治	久留米大学		たまおか 玉岡 <small>けんじ</small> 兼治	久留米大学
	いとう 伊藤 <small>さちこ</small> 幸子	福岡県立図書館		※ <small>よしかわ</small> 吉川 <small>としゆき</small> 利幸	福岡県立図書館
	うめの 梅野 <small>ともみ</small> 智美	九州大谷短期大学		うめの 梅野 <small>ともみ</small> 智美	九州大谷短期大学

※は新任委員

○久留米市立図書館協議会条例（抜粋）

昭和57年3月29日

久留米市条例第13号

（趣旨及び設置）

第1条 久留米市立図書館の適正な運営を図るため、図書館法（昭和25年法律第118号）第14条の規定に基づき、久留米市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（委員の任命の基準）

第2条 教育委員会は、協議会の委員を学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命するものとする。

（委員の定数）

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

教育委員会後援事業等に関する報告

R5.5.9からR5.6.10受付分まで
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	募集期間: 令和5年7月～8月	「税の標語」の募集	久留米間税会	表彰式 未定	後援	学校教育課
2	令和5年7月8日(土)～令和5年8月31日(木)	夏の特別展 I (夏) 「忍びの里～五忍の術をマスターせよ～」	福岡県青少年科学館	福岡県青少年科学館 1階 特別展示室	後援	学校教育課
3	令和5年7月20日(日)～令和6年2月18日(日) 10:00～12:00・8月のみ10:00～15:00	発達障害理解促進事業	gocochi-Next	久留米ビジネスプラザ・ えーるピア久留米・オンライン	後援	学校教育課
4	令和5年9月24日(日) 15:00開演	野村万作・萬斎・裕基 久留米で 出会う狂言の会	久留米シティプラザ 事業制作課	久留米シティプラザ ザ・グランドホール	後援	学校教育課
5	令和6年3月末日発行納品予定 (令和5年3月～令和6年3月)	お仕事ノート発行事業	株式会社 中広	市内小学校	後援★	学校教育課
6	事業期間: 令和5年7月～令和6年3月 式典(予定): 令和6年2月24日(土)	地球さんご賞第2回九州・沖縄地 区作文募集及び表彰式	地球さんご賞八女実行委員 会	八女市民会館おりなす八 女 大ホール	後援	学校教育課
7	作品募集: 令和5年7月3日～9月3日 入賞作品展示: 令和5年11月7日～11月12日 (表彰式: 令和5年11月12日)	第28回-まちに夢を描こう。-みんな の西鉄バス・電車絵画コンク ール	西日本鉄道株式会社	展示・表彰式: 福岡市中央 区天神 ソラリアプラザ1階 ゼファ	後援	学校教育課
8	令和5年9月9日(土) 10:00～16:00	久留米手話の会創立50周年記 念事業(映画上映会)	久留米手話の会	えーるピア久留米 視聴覚 ホール	後援	生涯学習推進課
9	令和5年7月29日(土) 9:00～15:00	茶の湯文化にふれる市民講座	一般財団法人表千家同門会 福岡県支部	福岡国際会議場	後援	生涯学習推進課
10	令和5年7月9日(日) 12:00～17:00	7月例会 親子ロゲイニング ～ ひとつなぎの久留米～	(一社)久留米青年会議所	東町公園ならびに久留米 市内	後援★	生涯学習推進課
11	令和5年5月14日(日) 9:00～17:00	第46期西日本久留米王位戦	西日本新聞イベントサービス	久留米シティプラザ(久留 米市六ツ門町)	後援	生涯学習推進課
12	令和5年6月18日(日) 10:30～16:00	生きづらさを希望に変える SDGsワークショップ ～未来への羅針盤at久留米～	久留米SDGsスタートアップ 実行委員会	久留米六角堂広場	後援★	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
13	令和5年5月20日(土)・27日(日)・28日(日)	ハレルーヤ自由研究(5月)	NPO法人くるぶら	御井コミュニティーセンター・のぞみが丘校区コミュニティーセンター・弥生が丘まちづくり推進センター	後援	生涯学習推進課
14	令和5年9月10日(日)吹奏楽祭 令和5年9月17日(日)合唱祭 令和5年9月18日(月祝)アンサンブルフェスティバル いずれも10:00開演	くるめ音楽祭2023	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化ホール(久留米市野中町1015石橋文化センター内)	後援	生涯学習推進課
15	令和5年6月25日(日) 9:00~17:00	令和5年度少年団体指導者研修会・プレイリーダー研修2級	福岡県教育庁北筑後教育事務所	久留米市野中生涯学習センター	後援	生涯学習推進課
16	令和5年8月13日(日) 14:00開演予定	ドラゴンクエストコンサート 交響組曲 「音楽は心のタイムマシン！ オーケストラで奏でる～ドラゴンクエストの世界～」	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
17	令和6年3月9日(土)、3月10日(日) 10:00~18:00	華道家元池坊 久留米支部創立100周年記念花展	池坊久留米支部	久留米シティプラザ 展示室1・2・3	後援	生涯学習推進課
18	令和5年8月20日(日) ①11:00~13:30 ②16:00~18:30	第36回 パレエリサイタル「ドン・キホーテ」	フジタパレエ研究所	久留米シティプラザ ザ・グランドホール	後援	生涯学習推進課
19	令和5年6月3日(土)・4日(日)・10日(土)・11日(日)・17日(土)・18日(日)・25日(日)	ハレルーヤ自由研究(6月)	NPO法人くるぶら	みやき町こすもす館・合川みらい保育園・鳥栖まちづくり推進センター・弥生が丘まちづくり推進センター・善導寺コミュニティーセンター	後援	生涯学習推進課
20	令和5年7月8日(土) 13:00~16:00	中国映画会	久留米市日中友好協会	えるピア久留米・視聴覚ホール	後援	生涯学習推進課
21	令和5年11月25日(土) 18:00~19:30	2023 JDダンスパフォーマンス vol.3	ジャズダンススタジオJDカンパニー	久留米シティプラザ Cボックス	後援	生涯学習推進課
22	令和5年6月27日(火)、28日(水)、7月1日(土)10:00~12:00	子どもの個性と才能発見講座	JPCA家庭教育講座 講師会	石橋文化センター共同ホール 研修室	後援★	生涯学習推進課

令和5年第3回（6月）久留米市議会一般質問回答要旨
質問一覧（教育部関連）

質問議員	質問内容
<個人>	
吉武 憲治 議員	1 小・中学校の体育館のエアコン設置について (2) 体育館にエアコンを設置する必要性について 3 中学生の自転車のヘルメット着用について (1) 通学時と通学時以外のヘルメット着用状況について (2) 自転車利用者のヘルメット着用努力義務の指導について (3) ヘルメット購入代金の保護者への助成について (4) ヘルメット代の行政側の全額負担の是非について (5) スクールヘルメットとサイクリングヘルメットについて
山下 尚 議員	3 市立小・中学校におけるコンピューター端末の活用について (1) 活用の現状と課題について 4 市立小学校におけるプール授業の民間委託について (1) 前回質問からの検討状況について
長野 哲 議員	2 小・中学校の熱中症対策について 3 学校給食について (1) 牛乳と和食献立について (2) SDGsにおける昆虫食について
そうだ 耕一郎 議員	3 市立学校におけるマスクの取扱いについて 4 GAGA スクール構想下でのコンピューター教室について
田住 和也 議員	2 久留米市立小・中学校について (1) 教職員の働き方改革について (2) 児童生徒の学力、体力、不登校について (3) ICT教育について (4) 屋外運動場整備について (5) 給食について
小林 ときこ 議員	2 青峰小学校と高良内小学校の統合案について (1) 住民の合意形成について
古賀 敏久 議員	3 不登校に関する新規授業のタイムスケジュールについて

(教育部関係)

令和5年第3回（6月）久留米市議会一般質問回答要旨
質問一覧（市民文化部関連）

質問議員	質問内容
<個人>	
吉武 憲治 議員	2 小・中学校の運動場の夜間照明について (1) 現在の夜間照明の設置状況について (2) 地域からの夜間照明の設置要望について (3) 夜間照明設備の必要性について

(市民文化部関係)

個人

一問一答方式

【質問議員】 吉武 憲治 議員

【質問要旨】 1 小・中学校の体育館のエアコン設置について
(2) 体育館にエアコンを設置する必要性について

【質問趣旨】 体育の授業や部活動での熱中症対策や災害時の避難所として体育館にエアコンを設置すべきと考えるが、設置する必要性についての見解は

【回答要旨】 現在、小中学校のエアコンの設置率は、普通教室が100%となっていますが、特別教室については、小学校が62.5%、中学校が67.7%と、エアコンが設置されていない教室も多く残っています。

市議会からも多くのご意見を頂いており、今年度は中学校の美術室・技術室等の特別教室にエアコンを設置するための設計業務に着手したところですが、今後は小学校の特別教室への設置や既に設置している普通教室等の更新も計画的に行っていく必要があります。

体育館のエアコン設置の必要性については十分認識しておりますが、授業における使用頻度や冷暖房効率、財政面を考慮し、まずは特別教室への設置や普通教室等の更新を優先して計画していきます。

なお、避難所としての活用については、竹野校区以外は体育館ではなく、エアコンが設置されたコミュニティセンター、公共施設、教室の利用を基本とし、対応しているところです。

【質問要旨】 3 中学生の自転車のヘルメット着用について
(1) 通学時と通学時以外のヘルメット着用状況について

【質問趣旨】 通学時と通学時以外のヘルメット着用状況はどうなっているか。

【回答要旨】 ヘルメット着用の努力義務化に伴い、各学校において、通学時のみならず、日常においても、ヘルメットを着用するよう、生徒へ指導を行っています。

現在、市立17中学校のうち、16校が自転車通学を認めています。

ヘルメットの着用について各学校に聞き取りをしたところ、通学時に関しては、全ての学校で、ヘルメットを着用しているとの報告を受けております。

通学時以外の把握はしておりませんが、教育活動において、例えば、部活動の練習試合等で自転車を使用する場合には、基本的に、ヘルメットの着用をしているとの報告を受けております。

【質問要旨】 3 中学生の自転車のヘルメット着用について
(2) 自転車利用者のヘルメット着用努力義務の指導について

【質問趣旨】 ヘルメット着用が努力義務化されたが、学校に対する指導状況はどうなっているか。

【回答要旨】 市教育委員会では、ヘルメット着用の努力義務化を受け、昨年の夏休み前には、協働推進部や警察と連携し、ヘルメット着用の大切さに関するチラシを作成し、各学校を通じて、保護者や児童生徒への啓発を行いました。

さらに、昨年8月から今年3月にかけて、計4回学校に通知を出しており、その中で、自転車の安全利用の促進に向けた交通ルールやヘルメット着用の努力義務化への対応等を周知しております。

また、こうした取組に合わせて、各学校においては、児童生徒のヘルメット着用を促す指導をしております。

【質問要旨】 3 中学生の自転車のヘルメット着用について
(3) ヘルメット購入代金の保護者への助成について

【質問趣旨】 ヘルメット購入に対する保護者への助成はどうなっているか。

【回答要旨】 市教育委員会では、市立中学校の生徒の自転車通学における安全確保と保護者の経済的負担を軽減するため、新入学生徒等に自転車通学用ヘルメットの購入助成を行っている各中学校のPTAに対し、補助金を交付しております。

なお、補助金額は、スクールヘルメットの当時の市場価格等を参考に、生徒ひとり当たり2,000円を上限としております。

【質問要旨】 3 中学生の自転車のヘルメット着用について
(4) ヘルメット代の行政側の全額負担の是非について

【質問趣旨】 近隣市（小郡市・朝倉市）においては、通学用ヘルメットの全額助成を行っているが、久留米市も今後の方向性についてどのように考えるか。

【回答要旨】 久留米市では、平成26年度から自転車通学者のヘルメット着用を全中学校で義務化したことに合わせて、PTAに対する補助を開始しております。

そのような中、ヘルメット着用が努力義務化されたことを受けて、中学生も通学時だけでなく、また、小学生もヘルメットの着用が求められることから、負担の公平性の観点や生徒のヘルメット着用の実態等を踏まえ、助成のあり方については、議会の御意見も伺いながら検討する必要があると考えております。

【質問要旨】 3 中学生の自転車のヘルメット着用について
(5) スクールヘルメットとサイクリングヘルメットについて

【質問趣旨】 現在、生徒はスクールヘルメットを着用しているが、登下校時以外にも着用できる一般のヘルメットにすべきと思うがいかがか。

【回答要旨】 ヘルメットの指定に関するご提案ですが、ヘルメット着用の努力義務化に伴い、通学時以外の着用や、小学校からの継続使用、さらには中学校卒業後の継続使用も考慮した対応が必要であると考えております。

このようなことから、今後、通学時のヘルメットの指定のあり方については、早急に学校と協議を進めてまいります。

2回目から一問一答方式

【質問議員】 山下 尚 議員

【質問要旨】 3 市立小・中学校におけるコンピューター端末の活用について
(1) 活用の現状と課題について

【質問趣旨】 市立小中学校におけるコンピューター端末の活用の現状と課題について伺いたい。

【回答要旨】 1 コンピューター端末の活用状況

市立小中学校におけるコンピューター端末の活用状況につきましては、令和4年度の全国学力・学習状況調査によりますと「ほぼ毎日又は週3回以上活用している」と回答した小学校が93.2%、中学校が88.3%となっており、小学校で8.1ポイント、中学校で7.1ポイントと、いずれも全国平均を上回っております。

2 活用の課題

活用の課題としましては、各学校で授業における一日平均の活用回数が0.8回から4.3回と開きがあり、平常時の持ち帰り学習も含めて、学校によって活用状況に差がみられることが挙げられます。

今後、学校間の格差を解消するとともに、ICTの活用を推進するためには、校内の推進体制の充実や教員の活用力の向上、さらには、ICTを活用した効果的な教育活動を充実させていくことが必要であると考えています。

2回目

【質問趣旨】 コンピューター端末の活用を進めるためにどのような取組をしているのかを伺いたい。

【回答要旨】 1 授業での活用を進める取組

現在、学校に配置しているICT推進リーダーに加え、複数のサブリーダーを配置するなど、校内で組織的に端末活用をサポートできる体制づくりに努めています。

また、活用頻度の少ない学校には、教育ICT推進課の指導主事が出向き、操作スキルの習得や授業づくりのサポート等を行う「プッシュ型の支援」を行っています。

2 端末の持ち帰り学習を推進する取組

校長会等で、持ち帰り学習の効果や学習ドリルソフト等を活用した家庭学習の具体的事例を周知しています。

また、保護者や地域に対しては、学校だより等を通じて、端末を活用した学習事例や情報モラル等について周知を図っているところです。

3回目

【質問趣旨】 コンピューター端末の活用をさらに進め、活用の質を高めていくために、今後はどのようなことに力を入れていくのか。

【回答要旨】 市教育委員会では、教員間で良質なデジタル教材を共有でき、また、操作方法や活用内容について、教員同士で気軽に相談できる「教職員専用のポータルサイト」をさらに充実させていきたいと考えております。

また、子どもたちが、端末の活用を通して、自ら課題を見付けて追究したり、友だちと話し合いながら、答えを導き出していくなど、「子どもたちが主体的に学ぶことができる授業」への転換を図っていききたいと考えております。

このような教員と児童生徒、それぞれが主体的に、そして効果的にICTを活用できる環境づくりや授業づくりを進めながら、活用の質を高めていきたいと考えております。

【質問要旨】 4 市立小学校におけるプール授業の民間委託について
(1) 前回質問からの検討状況について

【質問趣旨】 プール授業の民間委託について、令和元年度の回答では前向きに検討するとのことだったが、その後の検討状況について問う。

【回答要旨】 1 民間委託の効果
水泳授業の民間委託には、児童の安全確保や泳力向上、教員の負担軽減のほか、プール施設の改修費や水道料金等の維持管理費が削減される等の効果が期待されます。

2 民間委託の検討状況

市教育委員会としましては、このような状況を踏まえ、水泳授業の新たな、あり方に向けた検討を進めているところです。

昨年度は、教育部の関係各課で構成する検討チームを立ち上げ、民間事業者や学校との意見交換、他自治体の情報収集を行い、民間委託の効果や課題の抽出等を行ってまいりました。

さらに、今年度は、小学校2校で、これまで民間事業者のプールを借り上げて実施してきた水泳授業を、インストラクターによる指導を含めた形に変更して実施しております。

この中で、民間委託等に向けた具体的な課題の検証を行っていくこととしております。

2回目

【質問趣旨】 プール授業の民間委託について、今後のどのように考えるか。

【回答要旨】 水泳授業の民間委託につきましては、児童の安全確保や、委託費用、学校近隣の民間プール施設の有無や、その移動時間や距離など、学校ごとに、それぞれ課題があります。

市教育委員会としましては、このような課題について、十分に検証しながら、水泳授業の民間委託等に向けた基本的な方向性を検討してまいりたいと考えております。

一問一答方式

【質問議員】 長野 哲 議員

【質問要旨】 2 小・中学校の熱中症対策について

【質問趣旨】 市教育委員会は、学校における熱中症の発生件数を把握しているのか。また、熱中症事故防止のために、各学校に対してどのような指導を行っているのか。

【回答要旨】 市教育委員会では、熱中症については、救急搬送が行われるなどの重篤事案について報告を受けており、令和4年度が3件、令和5年度が1件となっています。
熱中症予防については、国や県からの通知をもとに、各学校に対して、児童生

徒の健康観察やこまめな水分補給、適切な休養をとらせるように指導しています。

なお、今回の田主丸中学校の事案を受け、全小中学校に対し、熱中症予防に関する注意喚起と熱中症予防の対策の徹底を再度通知しています。

2回目

【質問趣旨】

田主丸中学校の事案に関して、関係の生徒たちのマスクの着用状況はどうだったのか。また、学校における運動会や体育祭の際のマスク着用について、どのような指導をしているのか。

【回答要旨】

学校からの報告によりますと、当該事案において、症状を訴えた生徒については、いずれもマスクを着用しておりませんでした。

文部科学省が作成している衛生管理マニュアルでは、「学校教育活動にあたっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」と示されております。

市教育委員会では、マスクの着用に関しては、児童生徒の主体的な判断が尊重されるよう指導しています。ただし、急激な気温の上昇や児童生徒の体調によっては、マスクを外すよう指導しております。

【質問要旨】

3 学校給食について
(1) 牛乳と和食献立について
→質問取り下げ

【質問要旨】

3 学校給食について
(2) SDGsにおける昆虫食について

【質問趣旨】

食用コオロギを使った学校給食には反対であるが、久留米市で給食として提供することを検討しているか。

【回答要旨】

食用昆虫は、現代の問題である食糧不足や環境問題に対する解決策の一つとして注目されていることは承知しています。

学校給食の食材としては、市民に親しまれた、馴染みある食材や、食育や地産地消の観点から、適正価格で品質や数量を確保できる地場農産物を使用することが望ましいと考えております。

従いまして、久留米市では、現在、学校給食への食用昆虫の導入については検討しておりません。

一問一答方式

【質問議員】

そうだ 耕一郎 議員

【質問要旨】

3 市立学校におけるマスクの取扱いについて

【質問趣旨】

新型コロナウイルス感染症が、2類から5類感染症に移行されたが、学校でのマスクの取扱いについての考えをお尋ねする。

【回答要旨】

市教育委員会では、文部科学省が策定し、本年5月8日から適用されている「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」をもとに、学校に対して感染状況に応じた対策を講じるよう通知しております。

マスクの取扱いに関して、衛生管理マニュアルでは「学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となる」とされています。

市教育委員会としましては、こうした取扱いを踏まえながら、マスクの着用に関する児童生徒の主体的な判断が尊重されるよう、各学校へ引き続き周知していきたいと考えております。

2回目

【質問趣旨】

マスクを着用することについて、児童生徒がマスクの着用を主体的に判断することは難しい場合もあると思う。また、コミュニケーションの際に表情を読み取りにくいという弊害もあると思うが、学校はどのように支援するのか。

【回答要旨】

1 マスク着用の判断について

市教育委員会では、「マスクの着用は、一人ひとりの意思に基づいて自分で選択できること」を児童生徒に丁寧に伝えるよう、学校に周知していきたいと考えております。

特に、発達段階などにより、マスクの着用を自分で判断することが難しい児童生徒には、その子の状況に配慮して担任等が積極的に声をかけるよう努めていきたいと考えております。

2 円滑なコミュニケーション等について

マスクの着用により、相手の表情がわかりにくくなる状況があるため、学校においては、児童生徒が話し合うグループ学習や、学級活動、給食の時間などを通して、コミュニケーションをとる機会を増やすよう努めております。

今後とも、マスク着用の有無にかかわらず、児童生徒が安心・安全な学校生活を送ることができるよう様々な工夫をしていきたいと考えております。

【質問要旨】

4 G I G Aスクール構想下でのコンピューター教室について

【質問趣旨】

文部科学省は「高機能のコンピューター教室の確保が望ましい」としているが、久留米市の小中学校のコンピューター教室の現状をお尋ねする。

【回答要旨】

久留米市では、国のG I G Aスクール構想に基づき、令和2年度に全小中学校の普通教室・理科室・体育館等にWi-Fi環境を整備しました。さらに、令和3年度から全ての児童生徒が自分専用の端末を活用できる環境を整備しています。

これにより、従来のコンピューター教室の環境が、それぞれの普通教室等で実現できるようになりました。

そのような中で、小中学校のコンピューター教室の現状についてですが、久留米市では、近年、児童生徒数の増加や小学校における35人学級への移行、特別支援学級への対応のため、コンピューター教室については、普通教室や特別支援教室等への転用を進めており、現在、児童生徒の様々な教育活動の場として、有効に活用しています。

2回目

【質問趣旨】

求められる教育レベルも上がっていくと考えられる中、クロムブックでできることにも限りがある。どのような整理を行いながら、情報活用能力の育成を図っていくのかをお尋ねする。

【回答要旨】

1 情報活用能力の重要性について

久留米市では、G I G Aスクール構想で実現したICT環境の活用により、従来より充実した情報教育を受ける環境が確保できていると認識しています。

一方で、国際化や情報技術の進展が、今後ますます加速していく中、将来を担う子どもたちにとって、情報活用能力はさらに重要になると考えております。

2 情報活用能力の育成について

市教育委員会としましては、久留米高専等の高等教育機関やグーグルなど専門性の高い組織と連携しながら、教育効果の高い情報機器の検討も含め、子どもたちの情報活用能力の育成に必要な環境整備に努めていきたいと考えております。

一問一答方式

【質問議員】 田住 和也 議員

【質問要旨】 2 久留米市立小・中学校について
(1) 教職員の働き方改革について

【質問趣旨】 久留米市の教職員の働き方改革の現状と取組について問う。

【回答要旨】 市立小中学校の教職員の時間外勤務について、令和4年度の調査結果では、小学校で平均37.3時間、中学校で47.8時間と、全国平均をやや下回っている状況です。

市教育委員会では、部内に「久留米市立学校における働き方改革推進本部」を設置し、学校と連携を図りながら長時間勤務の縮減に向けて取り組んでいるところです。

具体的な取組としては「ICカードによる時間外勤務の管理」「教員の業務をサポートする支援員の配置」「月2回の市内一斉定時退校日や学校閉庁日の設定」「勤務時間外の電話自動応答メッセージの導入」などを行っています。

また、各学校では、行事の精選や会議時間の短縮等にも取り組んでおります。

2回目

【質問趣旨】 久留米市の教職員の働き方改革の課題と今後の取組みの方向性について問う。

【回答要旨】 1 教職員の働き方改革の課題について

その目標である「1月あたりの時間外勤務が80時間を超える職員の解消」の状況は、令和元年度小学校9.9%、中学校19.6%だったものが、令和4年度には小学校3.7%、中学校12.0%まで縮減されているものの、目標達成にはさらなる取組みが必要と考えております。

2 今後の取組みの方向性について

市教育委員会では、各学校に対し、校内「働き方改革推進委員会」を設置し、先生方の意見を基に効果のある取組を実行してもらうよう依頼しております。加えて、時間外勤務の多い学校を、担当課が直接訪問し、先生方から時間外勤務の状況や原因を聞いた上で、助言などを行ってまいります。

3回目

【質問趣旨】 久留米市の教職員の働き方改革のためには、相談体制の充実、定時退校日の取組みの徹底、年休取得のさらなる促進などが必要ではないか。

【回答要旨】 市教育委員会としましては、相談体制の充実や定時退校日の徹底、年休取得の促進など、校長会・教頭会とも協力しながら、現場の教職員の実態に即した効果的な働き方改革の取組みを進めてまいります。

併せて、教職員が働き甲斐を感じることでできる環境づくりにも努めてまいります。

たいと考えております。

【質問要旨】 2 久留米市立小・中学校について
(2) 児童生徒の学力、体力、不登校について

【質問趣旨】 小中学校の学力、体力、不登校の現状についてお尋ねする。

【回答要旨】 1 学力の現状について
令和4年度の全国学力・学習状況調査の平均正答率は、小中学校ともに、国語・算数及び数学・理科の全ての教科で、全国平均をやや下回る結果となりました。全国平均との差は徐々に縮まっていますが、学力向上に向けた更なる取組が必要であると認識しております。

2 体力の現状について
令和4年度の全国体力・運動能力調査では、調査対象である8種目の合計を表す体力合計点で、中学校は男女とも全国平均を上回る一方、小学校は男女とも全国平均をやや下回っております。

3 不登校の現状について
令和4年度の不登校の児童生徒数は、現在精査中ですが、約700人に達しており、令和3年度と比較して約180人増となるなど、大幅に増加しています。

2回目

【質問趣旨】 小中学校の学力、体力、不登校における課題についてお尋ねする。

【回答要旨】 1 学力の課題について
学力向上のためには「教師主導型の授業」から「子どもたちが主体的に学ぶことができる授業」への改善が必要であると考えております。また、全国平均と比較して、学力低位層の割合が多いため、そうした児童生徒に焦点を当てた支援の充実が課題であると考えております。

2 体力の課題について
体力については、全国的に体力の低下が見られており、本市でも中学校男子を除いて同様の傾向にあります。児童生徒の運動能力を支える運動意欲の向上や運動時間の確保、生活習慣の改善等が課題であると考えております。

3 不登校の課題について
不登校については、全国と同様に、小中学校とも大幅な増加傾向にあります。児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が必要であること、特に、支援につながっていない児童生徒への効果的なアプローチが課題であると考えております。

3回目

【質問趣旨】 小中学校の学力、体力、不登校における課題を踏まえた今後の取組についてお尋ねする。

【回答要旨】 1 学力向上の今後の取組
学力向上については「くるめ授業スタンダード」をもとにした授業改善や学力低位層の解消に向けた実態把握、補充学習や習熟度別学習による個に応じた指導の充実を図ります。また、特色ある教育実践として取り組んでいる「陰山メソッ

ドによる徹底した反復学習」等の実践を通して、児童生徒の自尊感情や学習意欲、チャレンジ精神といった非認知的能力の育成にも取り組んでまいります。

2 体力向上の今後の取組

体力向上については、各学校が特定の運動を取り入れて行う「1校1取組運動」や、児童生徒が運動を楽しみと思えるような授業改善に努め、運動意欲の向上と運動習慣の形成につなげていきます。

3 不登校対応の今後の取組

不登校児童生徒への対応については、今年度有識者等による外部委員会を設置し、不登校対応方針を策定してまいります。また、支援が繋がっていない不登校児童生徒への効果的なアプローチ手法について、専門家と共同して調査研究を行い、全ての児童生徒に適切な支援が届く取組を進めてまいります。

【質問要旨】 2 久留米市立小・中学校について
(3) ICT教育について

【質問趣旨】 GIGAスクール構想に基づき、全校で1人1台端末の活用を進めているが、これまでICT教育をどのように推進してきたのかを問う。

【回答要旨】 久留米市では、各校に推進体制を整備し、「まずは使ってみる」から「学びを深める段階」へ、そして「学びを社会問題の解決や自己実現に活かす」という文部科学省が示す3つのステップに基づきICT活用を推進することとしています。
また、児童生徒に対する情報モラル教育に取り組むとともに、端末の制御設定等を行い、児童生徒が安全かつ適切に端末を活用できる環境づくりにも努めてきたところです。

2回目

【質問趣旨】 これまでのICT教育の課題を問う。

【回答要旨】 市教育委員会では、ICT教育を進めていく上で、課題は大きく2点あると考えています。

1点目は「学びを深める」「自己実現に活かす」というステップに学校間で差が見られており、授業等での効果的な端末活用や児童生徒の主体的な学びにつなぎきれないということです。

2点目は、情報モラルについて、保護者に理解を求めていく必要があるということです。

今後、ICT教育をさらに進めていくためには、これらの課題について丁寧に対応していく必要があると考えております。

3回目

【質問趣旨】 課題を踏まえ、久留米独自の取組など、今後どのように端末活用を進めていくのかを問う。

【回答要旨】 効果的な端末の活用や主体的な学びについては、Google社との連携により、モデル校での効果的な活用実践を他の学校に広げていくほか、昨年度からICTを推進する児童生徒を育成する「ジュニアICTリーダープログラム」を実施しています。

さらに、今年度からは、市独自に児童生徒向けのポータルサイトを立ち上げ、

子どもの主体的な学びや相互サポートを促すことによって ICT 活用の可能性を広げていきたいと考えています。

また、こうした取組と並行して、継続的に情報モラル教育を行うとともに、保護者と連携・協力しながら、子どもたちが安心安全に端末を活用できる環境づくりに努めていきたいと考えています。

【質問要旨】 2 久留米市立小・中学校について
(4) 屋外運動場整備について

【質問趣旨】 小・中学校のグラウンド及び小学校の遊具の整備状況について、伺いたい。

【回答要旨】 1 グラウンドの整備状況について
グラウンドにつきましては、各学校の雨水の排水設備の有無・降雨後の水たまりやぬかるみの状況などにより排水性の確保や表土の改良などのグラウンド整備を計画的に行っています。

現在、整備が完了している学校は、小学校は 44 校のうち 23 校、中学校は 17 校のうち 14 校となっています。

2 遊具の整備状況について

次に、遊具の整備状況についてですが、遊具の設置については、小学校学習指導要領の解説に「ジャングルジム」「雲梯」「登り棒」「肋木」等が例示されており、市教育委員会では例示された遊具を基本に、学校の要望や状況に応じて整備しております。

2 回目

【質問趣旨】 小・中学校のグラウンド及び小学校の遊具の課題について伺いたい。

【回答要旨】 1 グラウンドの整備に係る課題について
雨水の排水設備が整備されていないグラウンドにつきましては、降雨後に速やかに使用できないなど、学校活動への影響が課題となっています。

2 遊具の整備に係る課題について

遊具につきましては、設置から年数が経過しているものが多く、老朽化への対応及び安全性の確保が課題となっています。

なお、いずれの整備についても、財政状況を踏まえて、他の教育課題との優先順位を検討していく必要があります。

3 回目

【質問趣旨】 小・中学校のグラウンド及び小学校の遊具の今後の取組について伺いたい。

【回答要旨】 1 グラウンド整備の今後の取組について
グラウンドにつきましては、今年度は、中学校 2 校の実施設計を予定していません。

今後も、良好なグラウンドの整備を計画的に進めていく必要があると認識しており、財源確保にも、努めてまいりたいと考えています。

2 遊具整備の今後の取組について

遊具につきましては、学習指導要領の解説に例示された遊具を基本として整備を進めるとともに、既存の遊具については、引き続き安全点検を実施し、子ども

たちが事故なく、安全に安心して使用できるよう、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えています。

4回目

【質問趣旨】 小学校の遊具については老朽化に伴い撤去されているものが多いが、遊具の新規設置について伺いたい。

【回答要旨】 遊具の新規設置につきましては、限られた財源の中で、児童が運動遊びにより基本的な動きや技能を身に付けることができるよう、学習指導要領の解説に例示された遊具を基本として整備を進めてまいりたいと考えています。

【質問要旨】 2 久留米市立小・中学校について
(5) 給食について

【質問趣旨】 給食の食べ残しの現状はどうなっているか。

【回答要旨】 学校給食は、成長期にある子どもたちの心身の健康や発達に重要な食事として、栄養バランスを考えた上で提供しております。このことから、給食は残さず食べてもらうことが望ましいと考えています。

また、食べ残しの割合を示す残食率としては、少々古い調査ですが、平成25年度の国の残食率調査の結果で、国が6.9%、久留米市が3.8%でございました。平成26年度以降、久留米市の残食率は3.0%以下で推移しており、令和4年度は小学校が3.0%、中学校が2.4%となっており、横ばいの状況が続いております。

2回目

【質問趣旨】 食べ残す理由を把握しているか。

【回答要旨】 久留米市において、令和元年に小学4年生と中学1年生を対象にアンケート調査を実施しており、食べ残す理由として最も多かったのは、小学校、中学校ともに「苦手なものがある」で、続いて「量が多すぎる」でした。

また、食べ残しになりやすい食材は、野菜、魚、豆、海藻、きのこ類であり、家庭で食べ慣れていない噛み応えのある献立が食べ残しとなる傾向があります。

3回目

【質問趣旨】 食べ残しを減らすため食育の取組をどのように進めていくのか。

【回答要旨】 学校栄養士と学級担任等との連携による指導を引き続き行うとともに、子ども達が給食を残さず食べるための取組みとして、献立や調理の工夫なども行ってまいります。

また、家庭へ向けた「給食だより」等で食べ残しになりやすい食材の紹介をするなどの食育に関する家庭への啓発の取組みも充実してまいります。

今年度は、学校給食費の改定を行い、献立の様々な工夫も可能になりました。学校からは「おいしい」「おかわりがしたくなる」などの声もいただいております。市教育委員会としては、今後とも、献立や調理の工夫と食育に関する取り組みを進めていきたいと考えております。

一問一答方式

【質問議員】

小林 ときこ 議員

【質問要旨】

2 青峰小学校と高良内小学校の統合案について
(1) 住民の合意形成について

【質問趣旨】

保護者や地域にはより丁寧な対応が必要であり、特に保護者は意見が分かれている状況の中、より慎重な対応が必要ではないか。

【回答要旨】

市教育委員会では、子どもたちのより良い教育環境の実現を目指し、平成30年度に策定した「久留米市立小学校小規模化対応方針」に基づいて、青峰小学校と高良内小学校の統合に取り組んでおります。

統合を進めるにあたりましては、これまでも、保護者や地域の方々に対する説明会や相談会を重ねながら、丁寧な対応に努めてきたところです。

特に、青峰小の保護者の皆様への対応としましては、全体の説明会を計6回開催するとともに、個別に、ご質問やご意見をお受けするための「保護者相談会」を計4日間にわたり、開催しました。

また、青峰小PTAが実施した保護者アンケートに記載されたご意見やご質問に対する市教育委員会からの回答について、今月下旬に、再度、保護者説明会を開催し、説明する予定としています。

今後も、保護者や地域の方々の声をしっかりと聞きながら、丁寧な対応を行ってまいります。

2回目

【質問趣旨】

議論、検討の途中でも、保護者や地域住民に対するアンケートや意見交換会を開催し、広く意見を聴く工夫が必要ではないか。

【回答要旨】

市教育委員会では、今回の統合の取組を進める中で、保護者や地域の方々からのご意見を広く聞きするため、様々な工夫を行ってまいりました。

昨年12月以降、計6回開催した説明会では、参加しやすい日程や時間帯を設定するとともに、3月の説明会の後には、郵送、電話、FAX、メールといった、多様な手段により、ご質問やご意見を募集しております。

また、保護者の皆様には、全体の説明会だけでなく、個別の「保護者相談会」を開催して、時間帯や内容に配慮した相談の機会も確保したところです。

さらに、校区の「地域活性化対策委員会」に出席するなど、様々な場面での意見交換もさせていただきました。

今後、具体的な取組を進める中で、新たなご要望やご不安の声も出てくるものと認識しております。そのような、保護者や地域の方々の声をしっかりと聞きすることができるよう、今後とも、様々な工夫を行いながら、統合の取組を進めてまいりたいと考えております。

3回目

【質問趣旨】

アンケート結果や、検討状況、出された質問に対する回答など、きめ細やかに地域住民に情報提供すべきではないか。

【回答要旨】

小学校統合の取組は、保護者をはじめ、地域の方々の関心も高いことから、市教育委員会としましては、検討段階に応じたきめ細やかな情報提供が必要だと認識しております。

城島地域の小学校統合の際には、説明会の開催や、各種資料の市ホームページへの掲載とともに、随時、ニュースを発行して、市教育委員会の考え方や取組状況などを周知してまいりました。

今回の統合の取組におきましても、保護者や地域の皆様からのご意見を広くお聞きするとともに、丁寧な説明や情報提供に努めてまいります。

一括質問方式

【質問議員】 古賀 敏久 議員

【質問要旨】 3 不登校に関する新規事業のタイムスケジュールについて

【質問趣旨】 不登校に関する新規事業の今後の進め方について伺いたい。

【回答要旨】 1 新規事業の進め方について

近年の不登校児童生徒数は、全国的にみて急激に増加しており、本市においても、前年から約 180 人の増加と大幅に増えています。

市教育委員会では、こうした状況を受けて、今年度については、これまでの取組を充実させるとともに「不登校対応方針」を策定する予定です。

策定にあたっては、スクールカウンセラーや医師、学校関係者、不登校経験者等で構成する外部委員会を設置し、それぞれの立場から、不登校児童生徒へのきめ細やかな対応や、そもそも不登校を生じさせない取組等へ助言をいただくこととしています。

また、必要な支援等につなげていない不登校児童生徒が全体の 3 割程度いる実情を踏まえ、こうした児童生徒への効果的なアプローチ手法について、不登校支援に実践的に携わってこられた専門家と共同して調査・研究を実施する予定です。

2 今後のスケジュールについて

外部委員会につきましては、7 月中に立ち上げ、年 4 回程度開催したいと考えています。

また、不登校児童生徒に関する共同研究につきましては、その内容を随時策定委員会へ報告しながら進めていきます。

いずれにしましても、不登校対応は待ったなしの状況ですので、今後、学校や関係機関とも連携しながら、不登校児童生徒の立場に立った子ども目線の対応方針の策定に向けて、しっかりと取組んでいきたいと考えております。

個人

一問一答方式

【質問議員】 吉武 憲治 議員

【質問要旨】 2 小・中学校の運動場の夜間照明について
(1) 現在の夜間照明の設置状況について

【質問趣旨】 小・中学校の運動場にある夜間照明の設置状況を教えてください。

【回答要旨】 小・中学校の運動場にある夜間照明の設置状況としましては、規模の違いはございますが、令和5年3月現在で、小学校44校のうち29校、中学校17校のうち5校、小・中学校全体では61校のうち34校となっております。
夜間照明の設置者の内訳としましては、市が設置しているものが34校中11校で、残りは社会体育利用団体等により設置されているものです。

【質問要旨】 2 小・中学校の運動場の夜間照明について
(2) 地域からの夜間照明の設置要望について

【質問趣旨】 夜間照明の設置については、各地域から行政側に対して設置要望があっていると思うが、その対応はどのようになされているのか。

【回答要旨】 久留米市では、市民の皆さんが身近に運動できる場として学校体育施設をご利用いただいております。その管理運営を学校や地域コミュニティ、利用団体、スポーツ推進委員等で構成される「学校施設開放運営委員会」に委託し、行っております。
地域からの夜間照明の要望につきましては、令和4年8月に各運営委員会へ小・中学校施設における屋外照明状況アンケートを実施し、9つの運営委員会から要望ありという回答をいただいております。
LED投光器などの小規模な夜間照明を含む、久留米市としての施設充実の対応としましては、地域や学校との調整ができている運営委員会からの要望に基づき、必要なスポーツ備品の整備を行っているところです。

【質問要旨】 2 小・中学校の運動場の夜間照明について
(3) 夜間照明設備の必要性について

【質問趣旨】 夜間照明の充実が必要だと考えますが、今後の夜間照明の整備についてお答えください。

【回答要旨】 久留米市では、市民スポーツ推進を図るために、体育館や運動広場をはじめとする社会体育施設の整備・運営を行うと共に、市民の皆様にとって一番身近な学校施設の有効活用を図っております。
その中で、学校の運動場に夜間照明を設置することは、特にスポーツ実施率が低い18歳から59歳までの方の利用時間の拡充にもつながり、有効な取り組みであると認識しております。

しかしながら、LED投光器などの小規模な夜間照明であっても、近隣への騒音問題等、周辺地域の理解が得られないという課題もございますので、引き続き議会のご意見を伺いながら、各地域の実情に応じて、各運営委員会と連携し、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

令和5年度久留米市トップアスリート強化認定選手等の認定について

久留米市では、国際大会等で活躍が期待される久留米市ゆかりのジュニアアスリートをトップアスリート強化認定選手等として認定し、競技に専念できる環境整備等を図るための支援事業を行っています。この度、令和5年度の認定者が決定しましたのでお知らせします。

1 認定対象者（詳細は別紙のとおり）

(1) トップアスリート

申請年度に中学2年生から満19歳となるジュニアアスリートで、認定日の前年度の実績。

認定区分	対象者
A	なし
B	6名
C	2名

(2) ネクストトップアスリート

申請年度に小学5年生から中学1年生となるジュニアアスリートで、認定日の前年度の実績。

認定区分	対象者
ネクスト	1名

※いずれの場合も、市内に住所を有する者または市内の学校に通学する者などの要件があります。

2 認定者への支援

- ・指導員への謝金やスポーツ用品購入などへの補助
- ・久留米市ホームページ等を活用した積極的なPR
- ・久留米市や市スポーツ協会が主催・共催するスポーツ教室等への優先的な案内
- ・久留米市が管理する体育施設の利用料の一部免除

3 認定式の開催

- (1) 日時 令和5年7月13日（木） 16時00分
(2) 場所 久留米アリーナ 大研修室

【参考】

トッパスリート強化認定選手等の認定基準

認定区分		認定基準
トッパスリート強化認定選手	Aランク	(1) オリンピック・パラリンピック競技大会、アジア競技大会、種目別世界選手権大会における日本代表選手 (2) 公益財団法人日本オリンピック委員会（以下、JOCという。）加盟団体主催の日本選手権大会、日本障がい者スポーツ協会が承認しているジャパンパラ競技大会等の全国規模の大会で3位以内入賞者。ただし、個人種目に限る。
	Bランク	(3) JOC（加盟団体を含む）又はJPC（加盟団体を含む）から指定された14歳以上を対象とする各世代別の強化指定選手 (4) JOC加盟団体又はJPC加盟団体主催の各世代別の世界選手権大会、アジア競技大会で3位以内入賞者。ただし、個人種目に限る。
	Cランク	(5) JOC（加盟団体を含む）又はJPC（加盟団体を含む）から指定された14歳以上を対象とする各世代別の日本代表選手 (6) 全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校選抜大会、JOC加盟団体又はJPC加盟団体主催の各世代別の全国大会で3位以上入賞者。ただし、個人種目に限る。
トッパスリート育成認定選手（ネクストトッパスリート）		(7) JOC（加盟団体を含む）又はJPC（加盟団体を含む）から指定された13歳以下の強化指定選手 (8) JOC（加盟団体を含む）又はJPC（加盟団体を含む）から指定された13歳以下の日本代表選手 (9) JOC加盟団体又はJPC加盟団体主催の各世代別の全国大会で3位以上入賞者。ただし、個人種目に限る。

令和5年度トップアスリート強化認定選手等 認定者一覧

【トップアスリート強化認定選手（トップアスリート）】

	種目	氏名	所属	認定理由	ランク	R4 認定
1	自転車	池田 瑞紀	早稲田大学 1年生	・（公財）日本自転車競技連盟 女子 エリート（ポディウム）【強化指定選手A】 ・アジアトラック自転車競技選手権大会 女子ジュニアインディビジュアル・パシュート（インド）【優勝（大会新記録）】	B	○
2	柔道	秋吉 航輔	大牟田高等学校 2年生	・全日本柔道連盟男子D【強化指定選手】	B	○
3	柔道	竹下 智哉	福岡大学附属 福岡大濠高等学校 1年生	・全日本柔道連盟男子D【強化指定選手】2022.9.12～ ・令和4年度全国中学校体育大会 第53回全国中学校柔道大会 男子個人90kg級【準優勝】	B	
4	カヌースプリント	深川 善至	三潞高等学校 1年生	・2023年度カヌースプリントジュニア オリンピックホープス 日本代表選手 男子カヤックU15	B	
5	バドミントン	大石 夢陽	福島県立 ふたば未来学園中学校 3年生	・（公財）日本バドミントン協会 2023年ジュニアナショナルチーム U16	B	
6	スピードスケート	森 瑛一朗	久留米市立諏訪中学校 3年生	・（公財）日本スケート連盟主催 全日本ノービスカップショートトラックスピードスケート競技会 第2戦 ノービスA 男子500m【1位】 ・日本スケート連盟令和5年度ショートトラック強化選手（ノービス強化選手）	B	○
7	相撲	稲富 央樹	近畿大学附属高等学校 1年生	・（公財）日本相撲連盟主催 第33回全国都道府県中学生相撲選手権大会 3位	C	
8	陸上	井 千夏	久留米市立宮ノ陣中学校 3年生	・（公財）日本陸上競技連盟主催 2023 日本室内陸上競技大阪大会 U16の部 女子60mH【3位】	C	○

【トップアスリート育成認定選手（ネクストトップアスリート）】

	種目	氏名	所属	認定理由	ランク	R4 認定
1	アーチェリー	鐘ヶ江 道雪	青陵中学校 1年生	・（公財）全日本アーチェリー連盟主催 第17回全日本小学生中学生アーチェリー選手権大会 コンパウンド部門 小学生男子【優勝】	ネクスト	○

牧原大成選手の久留米市スポーツ功績賞表彰式について

1. 概要

久留米市出身で福岡ソフトバンクホークス所属の牧原大成選手が、2023年3月に開催された第5回ワールド・ベースボール・クラシックに日本代表として6試合に出場し、3大会ぶりの日本代表優勝に貢献されたことを称え、「久留米市スポーツ功績賞」を授与するもの。

2. 表彰式

日 時：令和5年7月4日（火） 13：30

場 所：福岡ペイペイドーム内 プレスカンファレンスルーム

出席者：・福岡ソフトバンクホークス 牧原 大成 選手
・久留米市長

次 第：開式

市長挨拶

表彰状、副賞授与

牧原選手挨拶

閉式

3. 報償（記念品）

市スポーツ功績賞については、久留米市スポーツ表彰規程に基づき、表彰状に10万円以内の報償又は記念品を付すものとなっており、久留米市のPRも兼ね、久留米市の特産品であるサラダ菜を使用したパスタ麺「くるめ菜々子」及びふるさと納税の返礼品から選定する予定。

令和5年度ジュニアアスリートを“食”で応援事業 贈呈式

1. 概要

久留米市在住の「福岡県タレント発掘事業」及び「福岡県パラスポーツタレント発掘・育成事業」の受講者に、アスリートフードマイスターがセレクトした久留米産の野菜や肉などの食材を送り“食”による支援を行うことで、食育・栄養に対する意識付けやアスリートとしてのモチベーションの向上を図るとともに、久留米産の食材の魅力を発信していく。

2. 対象者（詳細は別紙のとおり）

「福岡県タレント発掘事業」受講者 11名

「福岡県パラスポーツタレント発掘・育成事業」受講者 1名 計12名

※いずれも久留米市在住

3. 贈呈式

日 時：令和5年6月22日（木）16時00分

場 所：久留米市役所8階 特別応接室

次 第：開会

出席者紹介

市長挨拶

贈呈

受講者代表謝辞

写真撮影

閉会

4. 贈呈品について

道の駅くるめで販売する久留米産の野菜や肉などの食材から、アスリートフードマイスターがジュニアアスリートの身体づくりに必要な旬の食材をセレクトし、5,000円相当の詰め合わせを年に4回対象者へ配送する。

（予定）

【1回目】4月～6月

【2回目】7月～9月

【3回目】10月～12月

【4回目】1月～3月

令和5年度ジュニアアスリートを“食”で応援事業 対象者名簿

	学校名	学年	受講者氏名	競技種目	期
1	宮ノ陣中学校	中学3年	イ チナツ 井 千夏	陸上競技（短距離）	16
2	北野中学校	中学3年	ツルタ リナコ 鶴田 利菜子	競泳	16
3	三潯中学校	中学2年	ツルタ ウヅキ 鶴田 卯月	陸上競技（短距離）	17
4	城南中学校	中学2年	オオイシ ソウスケ 大石 蒼介	陸上競技（短距離）	17
5	筑邦西中学校	中学2年	カキモト エイジン 柿本 瑛仁	軟式野球	17
6	牟田山中学校	中学2年	クマガエ タイシ 熊谷 泰志	硬式テニス	17
7	北野中学校	中学2年	ツルタ リカコ 鶴田 利花子	競泳	17
8	北野中学校	中学2年	ゴンドウ リョウタ 権藤 涼太	ソフトボール	17
9	筑邦西中学校	中学1年	ウチダ コトナ 内田 琴菜	陸上競技（中・長距離）	18
10	西国分小学校	小学6年	タケフジ ハヤト 竹藤 勇人	陸上競技（短距離）	19
11	弓削小学校	小学5年	モトムラ カズヒ 元村 一陽	陸上競技（短距離）	20
12	諏訪中学校	中学2年	スギタ コウヘイ 杉田 航平	陸上競技	パラ1

久留米市教育振興プランの中間見直しについて

1 教育振興プランについて

(1) 位置付け

久留米市教育振興プランは、教育基本法に基づく本市の教育振興基本計画であり、新総合計画第4次基本計画や教育に関する大綱の理念等の実現に向けた教育施策に関する中期的事業プランです。

(2) 目標等

教育振興プランは“ともに未来を創る「くるめっ子」の育成”を目標とし、次の4つの重点のもとに評価指標を設定しています。

- ・ 学びをつなぐ授業（主体的・対話的で深い学び）
- ・ 楽しい学校（安全・安心な学び舎）
- ・ 笑顔の先生（教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保）
- ・ 協働する学校・家庭・地域（コミュニティ・スクールの推進）

(3) 期間

教育振興プランの期間は、新総合計画第4次基本計画及び教育に関する大綱の期間と同じく、令和2年度から令和7年度までの6年間です。

2 中間見直しについて

教育振興プランでは、国の動向や社会状況の変化に応じて見直しを行うこととしており、今年度末までに中間見直しを行います。

3 見直しに向けた取組について

教育委員会では、次のような取組を踏まえて、教育振興プランの中間見直しを実施します。

(1) 児童生徒の意見表明の場及び教育振興会議の設置

教育振興プランの中間見直しを行うため、当事者である児童生徒が意見を表明する場を設けます。併せて、有識者や学校関係者、保護者等で構成し、助言等を行う久留米市教育振興会議を設置します。

(2) 部内プロジェクトによる検討

教育部に関係各課で構成するプロジェクト組織を設置して、部内横断的な体制のもとで検討します。

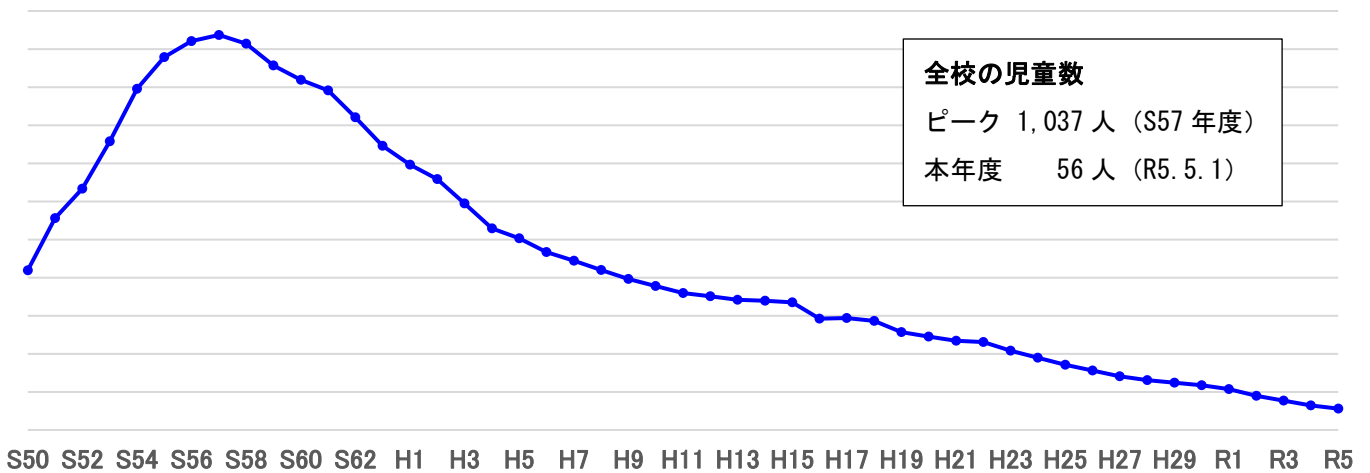
久留米市立青峰小学校と高良内小学校の統合に向けた取組について

1 概要

昭和48年度に開校した青峰小学校は、児童の減少が続いており、本年度から複式学級の設置基準に該当し、今後の拡大・固定化が見込まれています。そのため、教育委員会では「久留米市立小学校小規模化対応方針」に基づき、高良内小学校との統合に向けた取組を進めています。

2 青峰小学校の状況について

(1) 児童数の推移



(2) 学級数・児童数の状況

本年度は、2年生と3年生の複式学級が設置されるところですが、特例的に教員が加配され、複式学級を回避しました。しかし、令和6年度は4つの学年で複式学級となり、拡大する見込みです。

令和5年度

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
学級数	1	1	1	1	1	1	6
児童数	6	6	7	9	10	11	49

令和6年度

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
学級数	1	1	1	1	1	1	4
児童数	11	6	6	7	9	10	49

* 表中の網かけ部分が複式学級の基準に該当します。なお、特別支援学級は含みません。

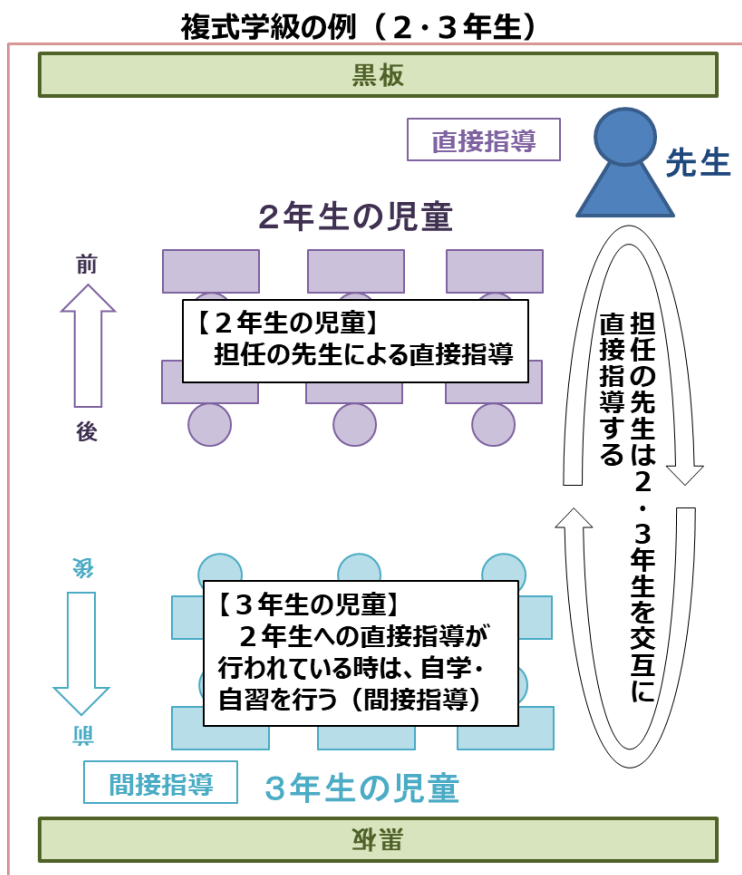
3 小規模化対応方針・複式学級について

(1) 小規模化対応方針

教育を充実する観点から「望ましい学校規模は、1学年が複数の学級で構成される規模とする」「小規模化対応の基本方策は、学校の統合とする」ことを骨子とする「久留米市立小学校小規模化対応方針」を平成30年度に策定し、小学校統合の取組を進めています。

(2) 複式学級

複式学級は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づいて、となり合う2つの学年の児童が合計16人以下（1年生を含む時は8人以下）の場合に設置されます。



（酒田市立黒森小学校ホームページより）

複式学級の主な特徴

- ① 2年生と3年生をまとめて教員1人が担任となり、同じ教室で、異なる学年の授業を同時進行で行います。
- ② 担任が児童を直接指導する時間は、おおむね授業時間の半分となります。また、同じ教室で授業を行うため、声や音が錯綜します。
- ③ 複式学級で授業を行う教員は、異なる学年の授業準備を行う必要があり、負担が大きく特別な指導技術が必要になります。

4 統合に向けた取組状況等

青峰小学校と高良内小学校の統合の基本方針を定めた「第2次久留米市立小学校統合基本計画（案）」を令和5年2月に公表し、保護者・地域・学校などとの協議を進めています。

対象校	青峰小学校	
組み合わせ	高良内小学校に編入統合	
統合の進め方	学校・保護者・地域等で構成する統合準備協議会を設置し、具体的な協議調整を行います。	
実施時期	令和7年4月1日予定	
スケジュール (予定)	～令和5年6月 統合基本計画（案）の協議 令和5年9月 小学校設置条例改正案の提案 〃 統合準備協議会の設置 令和7年3月 統合に向けた準備 令和7年4月 統合校スタート	
統合に向けた 主な取組項目	<p>児童の安全・安心のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統合前の交流授業の実施 ・ スクールカウンセラーの拡充 ・ 高良内小学校の改修 ・ 通学路の点検と危険箇所への対応 <p>その他、統合に伴う協議・検討課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通級指導教室 ・ 学童保育所 ・ 地域の活性化（跡地の利活用を含む） 	 <p>城島小での交流授業の様子</p>
主な経過等	 <p>青峰小学校の今後のあり方についての説明会（R4.12月・3回）</p>	 <p>青峰小と高良内小の統合（案）に関する説明会（R5.3月・5回）</p>

5 統合後の学級数・児童数の見込み

統合後の高良内小学校は、全ての学年で3学級となる見込みです。

青峰小学校 (R5. 5. 1 現在)

特別支援学級は含みません (以下同じ)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
学級数	1	1	1	1	1	1	6
児童数	6	6	7	9	10	11	49

高良内小学校 (R5. 5. 1 現在)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
学級数	3	3	3	3	3	3	18
児童数	74	90	91	73	84	74	486

統合後の高良内小学校 (R7 年度見込み)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
学級数	3	3	3	3	3	3	18
児童数	93	86	75	93	94	78	519

中央学校給食共同調理場の次期運営方法の検討について

1 趣旨

P F I方式で運営している中央学校給食共同調理場は、令和6年度末で契約期間が満了します。そのため、令和7年度以降の次期運営方法について検討を行うものです。

2 中央学校給食共同調理場について

中央学校給食共同調理場は、平成22年度より本市で初めてのP F I方式による運営を行っています。

現在、市立中学校14校の給食（1日あたり約7,000食）を調理・配送しています。



3 中央学校給食共同調理場のP F I方式について

施設や敷地を久留米市が所有し、施設整備（設計監理・建設）、維持管理（保守・修繕・清掃・警備）、運営（給食調理・配送）は、特別目的会社（S P C）である久留米学校給食サービス株式会社が行うB T O方式（Build Transfer and Operate）です。

4 次期運営方法の検討

P F I方式が満了した後の運営方法の決定は、本市で初めての取組となります。給食の安定的な提供・財政負担・事務負担等を専門的な見地から検討し、令和7年度からの運営方法を決定する必要があります。そのため、専門機関による客観的な分析・評価を行い、その結果等を踏まえて判断していきます。

項目	概要
現行P F I事業の評価	財政効果などの検証・評価
施設の修繕等の必要性の検証	施設・設備の状況分析
市場調査	次期運営方法に関する市場の状況調査
次期運営方法の検討	最適な運営方法の検討
募集準備の支援	次年度の円滑な業者選定のための準備

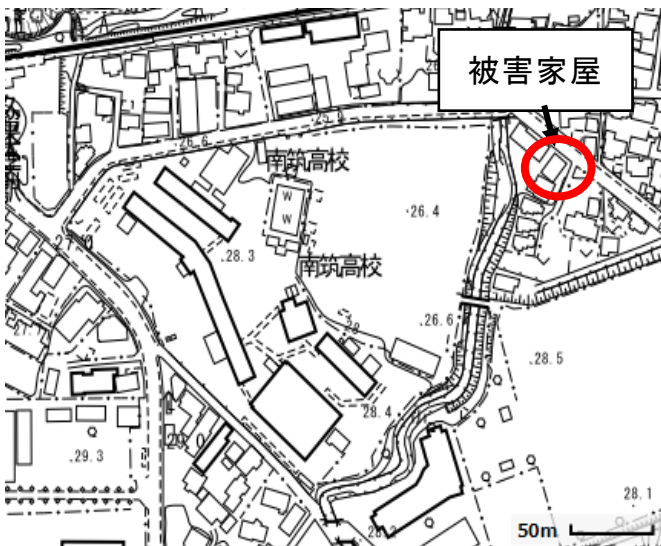
5 今後の予定

本年7月までに分析・評価業務を行う委託事業者を決定し、10月を目途に中間報告を、令和6年1月を目途に最終報告が提出されます。市は、それらを踏まえて次期運営方法を検討し、今年度内に決定する予定です。

南筑高校における屋根瓦破損事故の発生について

- 1 発生日時 令和5年6月14日（水） 午後2時15分頃
- 2 発生場所 南筑高校隣接地
- 3 事故の状況 南筑高校2年生の体育（ソフトボール）の授業中、グラウンドで打撃練習をしていたところ、生徒の打った打球がフェンスを越えて、同校に隣接している家屋に当たり、屋根瓦の一部を破損させたもの。
- 4 損害の状況 物的損害 屋根瓦の一部破損
- 5 位置図等

事故位置図



現場写真



